Primary-Plan

市貝町地域福祉活動計画

学び合い、
遊び合い、
支え合う関係づくり

市貝町社会福祉協議会

社会福祉法人市貝町社会福祉協議会
会長　大畑　耕兵

～学び合い、遊び合い、支え合う関係づくり～

市貝町は、自然豊かな環境や文化に恵まれ、産業の発展も目覚ましく、健やかな住民生活を歩んでいます。

しかし、急激な少子・高齢社会の到来と社会情勢の変化は、小地域で様々な生活課題を生み出し、この解決のために住民自らが学び合い、遊び合い、支え合う関係づくりが求められています。

市貝町では、平成２７年３月に「高齢者保健福祉計画」、「障害者福祉計画」及び「子ども・子育て支援事業計画」を網羅した行政計画として「市貝町地域福祉総合計画」を策定し、社会福祉を総合的・一体的に推進しています。

本会の「地域福祉活動計画」は「市貝町地域福祉総合計画」と連携・協働して、「学び合い、遊び合い、支え合う関係づくり」を基本理念として、住民が主体となって、住民が関わり具体的に地域福祉活動を推進する計画として策定しました。

地域福祉座談会を実施しながら、地域の課題や地域福祉活動推進員の役割と解決の仕組みを提示しながら、今後の進むべき方向性を討議しました。

本会に総合相談窓口が設置され、地域の課題の解決を図るためには、住民との連携が最も重要なことです。本会としては、住民の参加と協力の基に本計画の着実な推進を図り、地域福祉の一層の進展に努める所存です。

平成２８年１０月１日

［コラム］

男：80 歳、90 歳まで自立を維持する人が 1 割、大多数の 7 割は 75 歳ころまでは元気だが、そのあたりから徐々に自立度が落ちている。

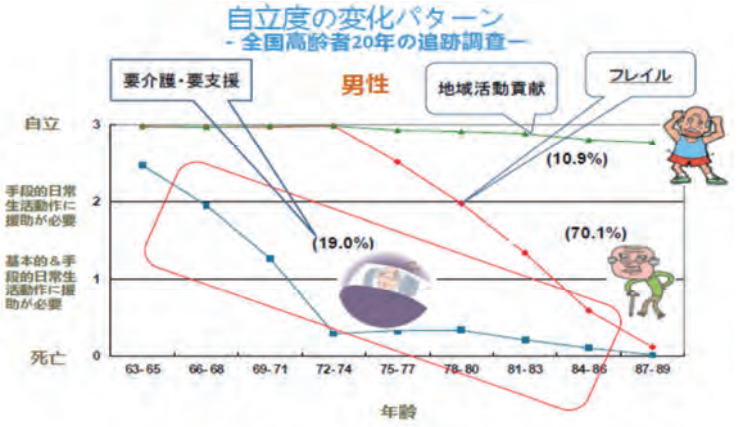

女：9 割の人たちが 70 代半ばから骨や筋力の衰えによる運動機能の低下により緩やかに衰えている。

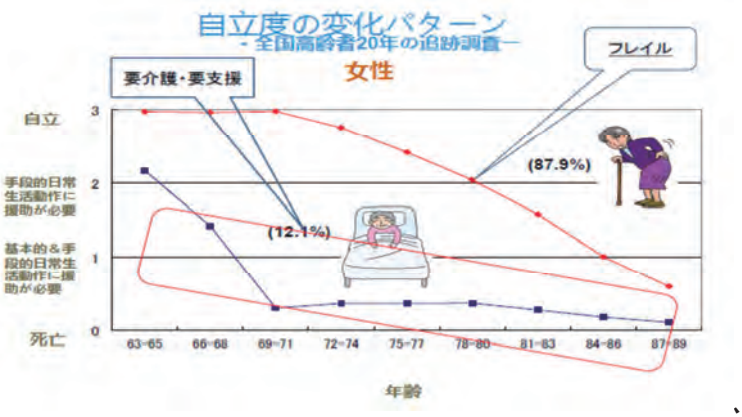

（※出典　秋山弘子「長寿時代の科学と社会の構想」、『科学』2010 年 1 月号 岩波書店をもとに加筆）

もくじ

第Ⅰ章　計画の概要

1　策定の趣旨 1
2　計画の性格 2
3　計画の期間及び運用 3

第Ⅱ章　地域福祉をめぐる現状と課題

1　市貝町のデーターから見る現状と課題 4
2　アンケート調査から推察する現状と課題 24
3　福祉座談会から見る現状と課題 27

第Ⅲ章　計画の基本的考え方

1　基本理念 30
2　基本目標 31

第Ⅳ章　施策の展開

1　相談支援包括化推進員の配置・運営 32
2　地域福祉推進員の設置 33
3　小地域福祉活動ネットワークの構築 34
4　地域福祉を推進する人財育成 35
5　身近な拠点の整備 37
6　権利擁護の取組みの推進 38
7　避難行動要支援者の推進 39

８　生活困窮者の総合相談・調整・支援の体制づくり 40
９　就労の開拓・創出 43
１０　社会福祉協議会の執行体制の強化 44

第Ⅴ章　実施の評価

１　本計画の推進方法について 46
２　評価手法について 46

資料編

● 策定委員会メンバー 48
● 策定委員会スケジュール 49
● 福祉座談会の開催 49
● 地域福祉座談会の結果 50
● 地域包括ケアシステム 61
● 障害者総合支援制度 66
● 介護保険制度 70
介護関係事業所一覧 71
● 子ども・子育て支援制度 73
保育所等一覧 74
放課後児童クラブ一覧 75
● ボランティアの概要 76
● 共同募金の概要 77
● 地域づくり 77
● 市貝町の１年（H27 年(度)） 80

第Ⅰ章　計画の概要

1　策定の趣旨

○　市貝町では、行政計画である「地域福祉総合計画」を、平成２７年３月に策定しました。進展が著しい少子・高齢社会や核家族等の社会構造の変化を踏まえながら、地域特性を活かし、地域の課題を住民自らが発見し、解決する仕組みを目指した「地域福祉活動計画」を「地域福祉総合計画」と一体的に策定します。

○　地域における生活支援サービスや安全の確保等が重要となっています。反面、少子・高齢が進展し、高齢者単身・夫婦世帯が多くなり、地域への参加が難しく、孤独・孤立が大きな課題となっています。

○　誰もが住み慣れた場所で、その人らしい生活を維持するためには、自助（自分のことは自分でする。）、互助（近隣が支え合う活動）、共助（介護保険サービス等の支え合う仕組み）、公助（生保等専門福祉サービス）による、隙間のない仕組みの構築が必要です。

○　今後の地域包括支援体制を構築するには、複合的課題に対して、適切なアセスメントと様々な支援を行い、社会資源を活用して、総合的な支援プランを策定してチームで対応することが求められています。

○　障害者差別解消法が施行され、障害がある人もない人も、互いにその人らしさを認めあいながら共に生きる、共生社会の構築に向けて動きだしました。

　学び合い、遊び合い、支え合う関係づくりができる地域づくりが、地域福祉活動を推進する指針です。

2　計画の性格

○　本計画の性格は次のとおりです。

・　社会福祉法１０９条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものです。「住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする、実践的な活動・行動計画です。

・　地域福祉推進のための基盤や体制をつくる市貝町地域福祉総合計画と、具体的な活動の展開を実践する地域福祉活動計画が一体的に連関して、地域福祉を推進します。

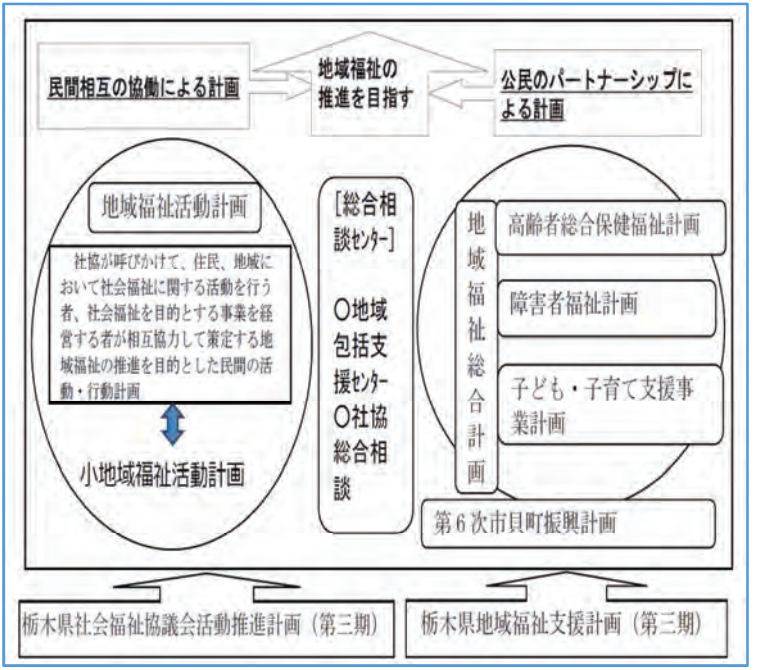

３　計画の期間及び運用

○　計画期間は、平成２８年度から平成３２年度までの５年間とします。

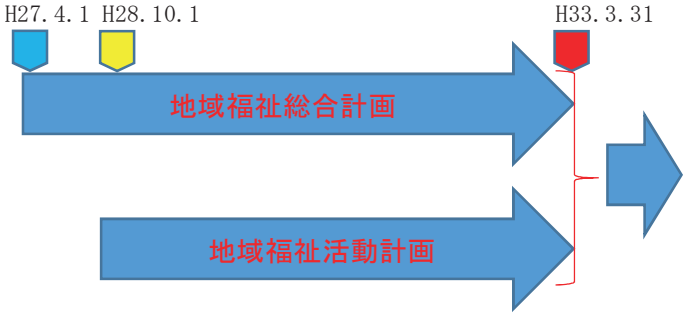

○　具体的推進に当たっては、地域住民、社会福祉事業経営関係の社会福祉法人、公益法人等及び社会福祉活動関係の団体等が一体となって市貝町（行政・教育委員会等）と連携を図りつつ、社会全体で福祉の向上に取り組みます。

※ 社会福祉法　第４条
【地域福祉の推進】
　地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第Ⅱ章　地域福祉をめぐる現状と課題

1　市貝町のデーターから見る現状と課題

（1）　人口減少社会の到来

2015 年国勢調査を基に推計をすると、微減の状態で推移していきます・

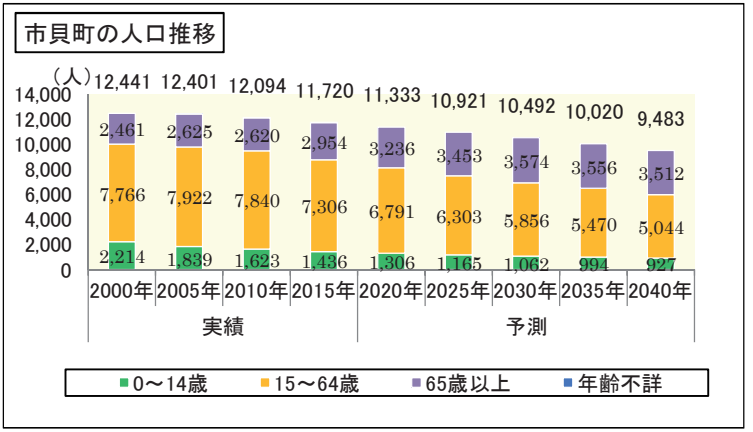

2015 年国勢調査を基に推計した人口構成の変化

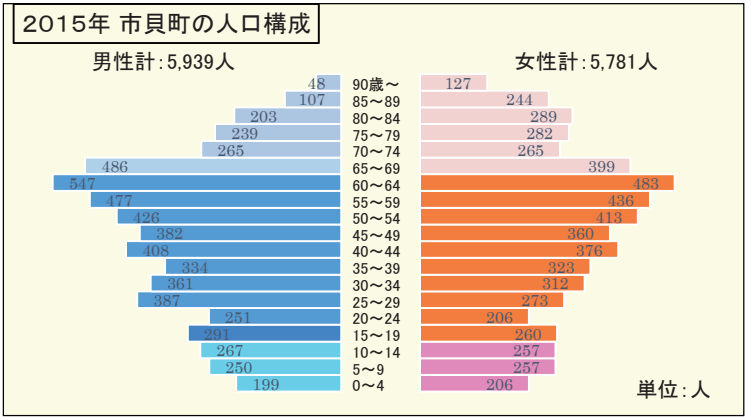

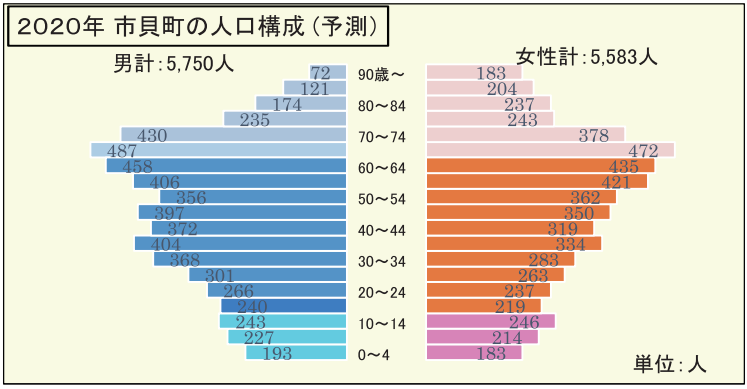
2020年 市貝町の人口構成（予測）
男計：5,750人
女性計：5,583人
90歳～ 72 183
85～89 121 204
80～84 174 237
75～79 235 243
70～74 430 378
65～69 487 472
60～64 458 435
55～59 406 421
50～54 356 362
45～49 397 350
40～44 372 319
35～39 404 334
30～34 368 283
25～29 301 263
20～24 266 237
15～19 240 219
10～14 243 246
5～9 227 214
0～4 193 183
単位：人

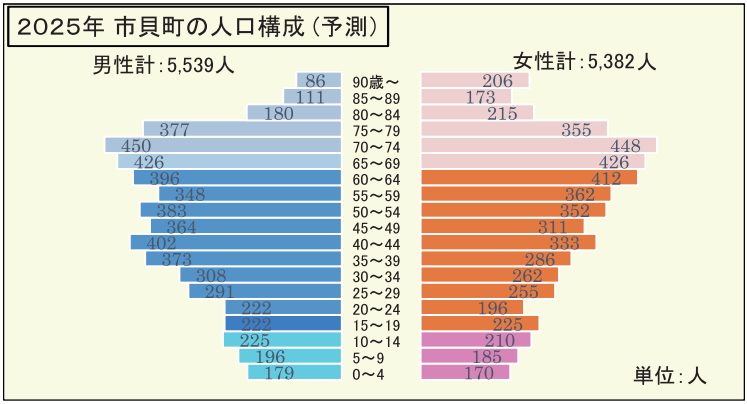
2025年 市貝町の人口構成（予測）
男性計：5,539人
女性計：5,382人
90歳～ 86 206
85～89 111 173
80～84 180 215
75～79 377 355
70～74 450 448
65～69 426 426
60～64 396 412
55～59 348 362
50～54 383 352
45～49 364 311
40～44 402 333
35～39 373 286
30～34 308 262
25～29 291 255
20～24 222 196
15～19 223 225
10～14 225 210
5～9 196 185
0～4 179 170
単位：人

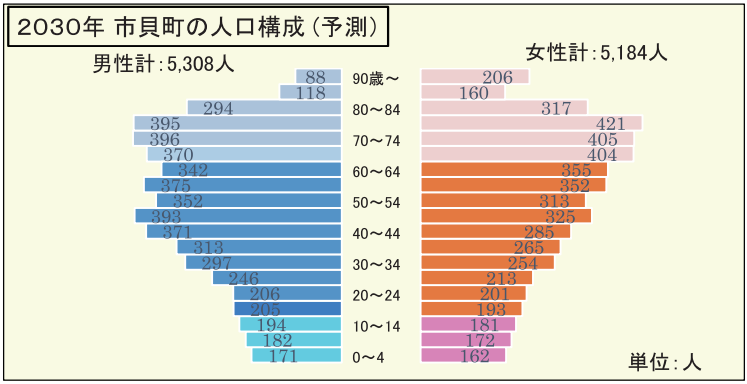
2030年 市貝町の人口構成（予測）
男性計：5,308人
女性計：5,184人
90歳～ 88 206
85～89 118 160
80～84 294 317
75～79 395 421
70～74 396 405
65～69 370 404
60～64 342 355
55～59 375 352
50～54 352 313
45～49 393 325
40～44 371 285
35～39 313 265
30～34 297 254
25～29 246 213
20～24 206 201
15～19 205 193
10～14 194 181
5～9 182 172
0～4 171 162
単位：人

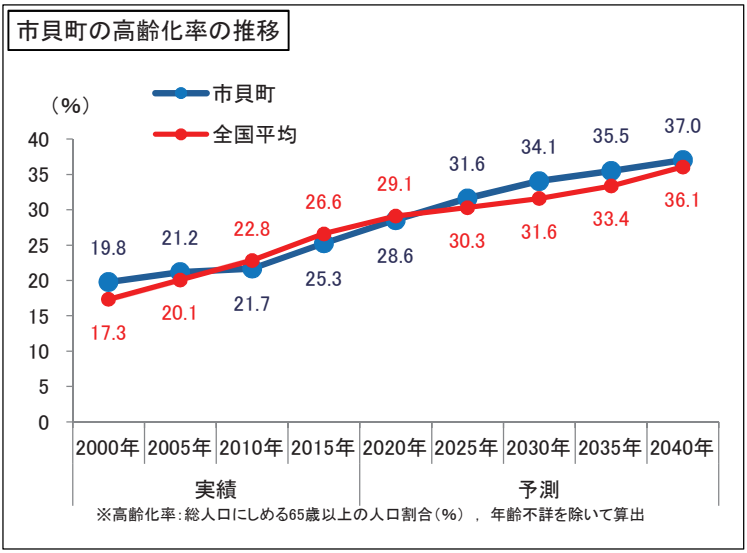

この統計数値は、市貝町全体のものであり、地区別にみると、現時点で 2025 年を超えているところもあります。

地区別高齢化率 **（H28.4.1 現在）**

地域別	南　部	中　部	北　部
最高	43.48% (20 人)	41.82% (23 人)	54.41% (37 人)
最低	3.08% (2 人)	4.52% (10 人)	22.47% (20 人)
平均	20.04% (943 人)	25.19% (1,156 人)	35.29% (975 人)
全体平均	25.49% (3,074 人)		

※８９地域毎に集計した数字の最高・最低地域の数字です。

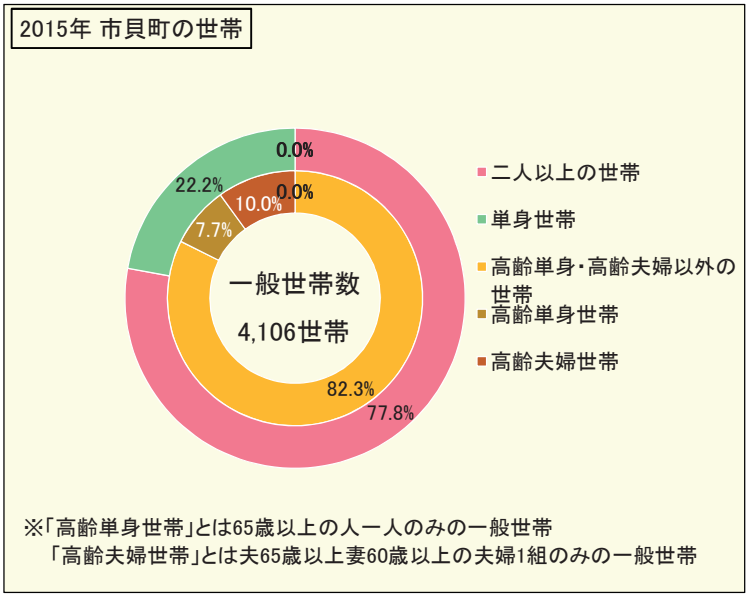

2010 年の国勢調査では、単身世帯 6%、高齢夫婦世帯が 8.3%であったので、大きく伸びています。実世帯数では、大凡 316 人・410 人となり、総数 726 人となります。

また、団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年には、20 歳から 39 歳の女性は 763 人となり、全人口の 7.3%弱となり、大きく減少して行きます。

人口は微減で推移しますが、６５歳以上の高齢者の割合が増えて、子どもの割合が減少しています。

今後は、前期高齢者（６５歳以上７５歳未満）から後期高齢者（７５歳以上）へと進むとともに、高齢者世帯等が増加するので、地域における相互に支え合う仕組みが必要となってきています。

(2)　障害者の状況

障害者数は、2016 年 4 月 1 日現在で 582 人であり、人口の約 4.8%となっています。全国平均より 1.4%少なくなっています。

身体障害者の 65 歳以上は 70%ですが、手帳の 1 級・2 級者が 137 人（31%を占めています）であり、心機能障害が 42 人です。このうち後期高齢者が 32 人と多数を占めています。障害児(18 未満）は身体障害児 5 人、知的障害児 14 人で合計 19 人です。

障害者総数　582人(人口の約4.8%)
うち65歳未満　44%
うち65歳以上　56%

身体障害者(児):429人　知的障害者(児):98人　精神障害者:55人

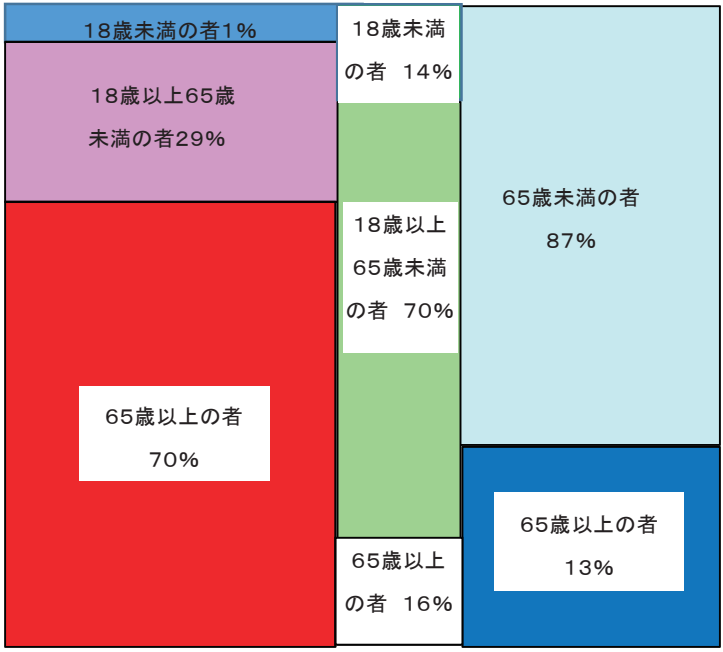

障害福祉サービスの利用者は 67 人(者 66 人、児 1 人)で、障害者全体の 11.5%の利用となっています。

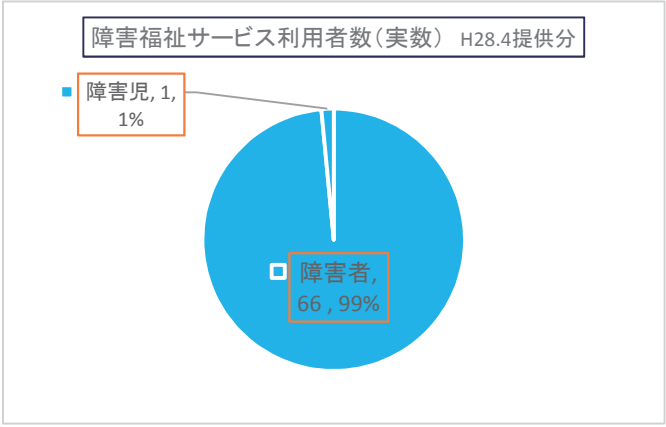

障害福祉サービスの利用率が低い(県全体でも 20%前後)ので、身近にサービス提供事業所が少ないために利用に至ってないのか検討する必要があります。

特別児童扶養手当の受給者数と手帳の所持者数は、大凡一致しています。

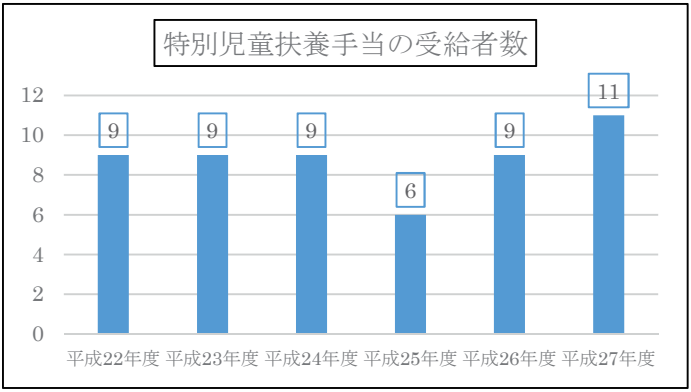

(3)　人口動態

死亡数と出生数の差は、毎年 50 人前後で推移しており、出生数を死亡数が上回っています。周産期及び新生児の死亡は 0 人で推移しています。

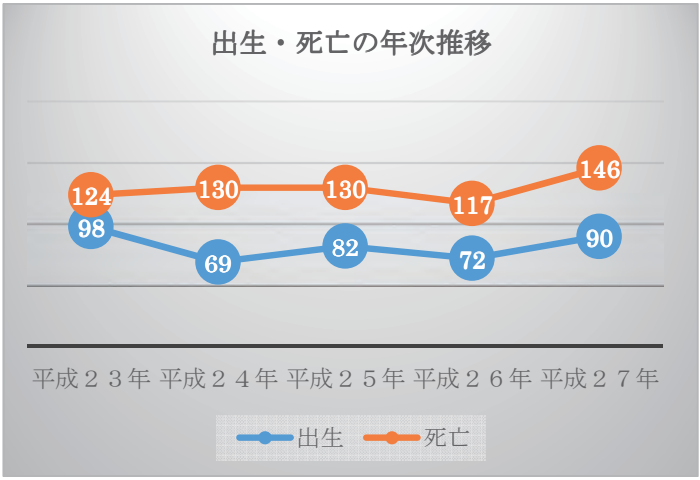

婚姻と離婚は、年度ごとにサイクル的に変動しながら推移しています。

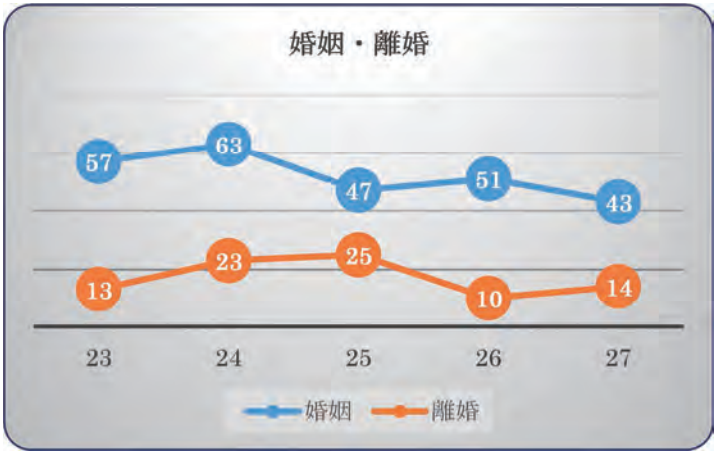

疾病構造を中分類単位で患者数の多い上位 10 疾病を地区別に集計しました。生活習慣病が上位を示しています。高血圧性疾患及び糖尿病がどの地区も上位になっています。(入院、入院外及び調剤の電子レセプト)

[北部]（対象診療月平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月）

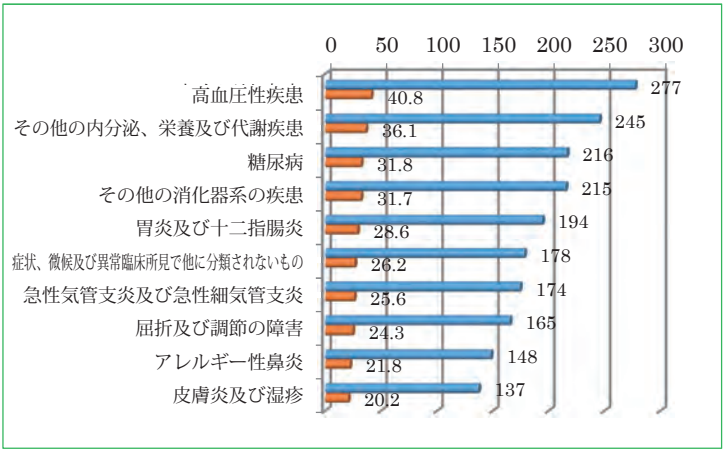

[中部]（対象診療月平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月）

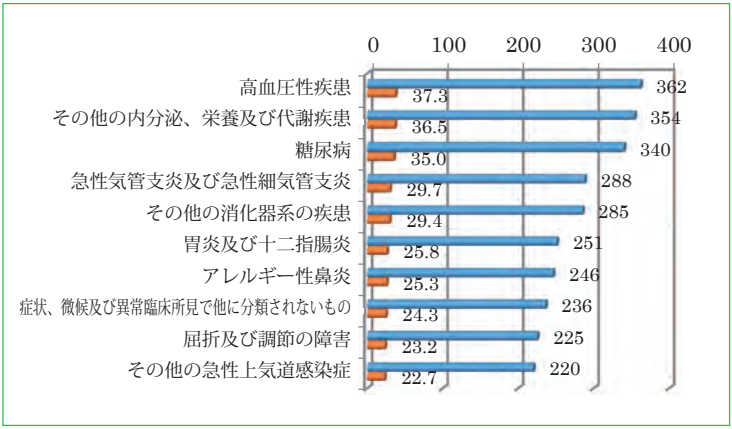

［南部］（対象診療月平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月）

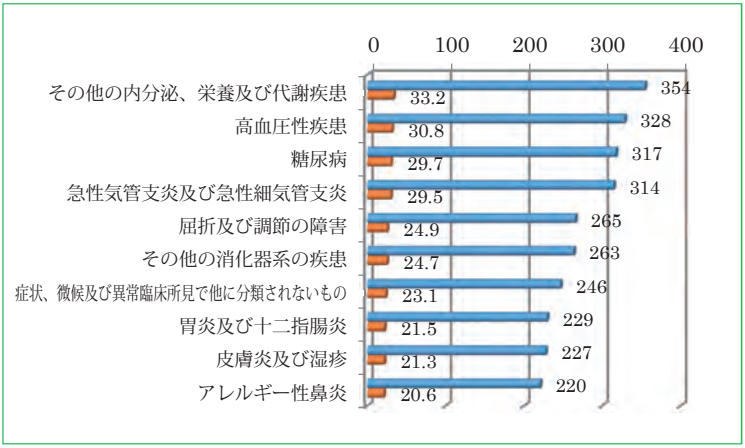

年間の死亡者数から特徴を捉えると、三大生活習慣病（がん、脳血管疾患及び心疾患）の占める割合は低下しています。

※年次別三大生活習慣病死亡数及び割合の推移

単位：人　　割合（　）

年　次	全死亡数	三大生活習慣病総数	悪性新生物	脳血管疾患	心疾患
H２３年	１２４	７３ (57.0)	２７ (21.8)	１９ (15.3)	２７ (21.8)
H２４年	１３０	７４ (56.9)	４０ (30.8)	１８ (13.8)	１６ (12.3)
H２５年	１３０	７４ (56.9)	４０ (30.8)	１２ (9.2)	２２ (16.9)
H２６年	１１７	６０ (51.2)	２４ (20.5)	１４ (11.9)	２２ (18.8)
H２７年	１４６	６６ (45.2)	２６ (17.8)	１５ (10.2)	２５ (17.1)

(4)　自殺の状況

全国的には原因･動機別の自殺の多くは､｢健康問題｣が最も多く、次に「経済・生活問題」となっています。

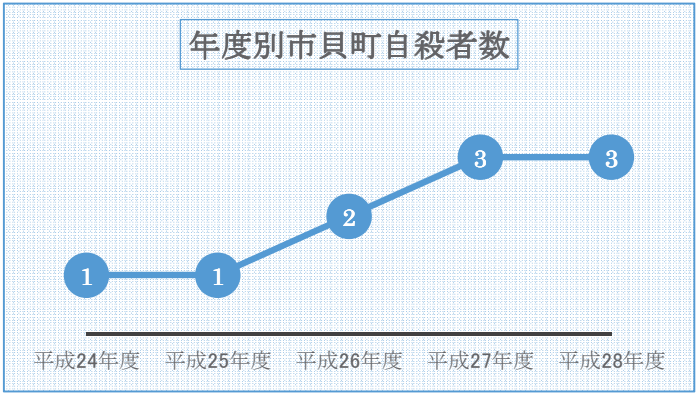

（※自殺者の住居があった場所の集計です。）

栃木県における自殺者数を年齢別に見ると、他の世代に比べ 10～20 代についてはおおむね横ばいで推移していますが、年齢別死因別順位では、10 代・20 代ともに第１位が自殺であり、20 代については、約半数が自殺で亡くなっています。このような現状を踏まえると、10～20 代の若年層の自殺対策が必要です。（自殺白書より）

年齢別死因第１位（平成25年・栃木県）

年齢階級	第１位		
	死因	死亡数	割合（%）
10代	自殺	9	25.7
20代	自殺	52	48.1
30代	自殺	61	32.8

(5)　経済的困窮

①　生活保護の現況

市貝町の平成２７年度の生活保護の平均受給世帯は、７９世帯であり、その他の世帯の多いのが、特徴的です。

	総　数	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病世帯	その他の世帯
世帯数	79	33	2	11	10	23
割　合	100	41.8	2.5	13.9	12.7	29.1

単身世帯と２人以上の世帯の比率は、８対２の割合となっていますが、２人以上の世帯では、５６％がその他の世帯となっています。

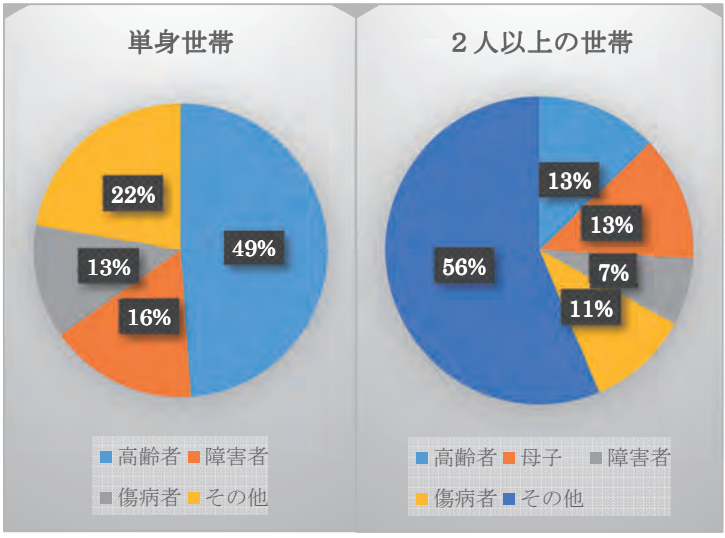

生活保護世帯及び人員数の平成２０年度以降の推移をみると、平成２４年度に急激な伸びを示し、その後は同水準で推移しています。

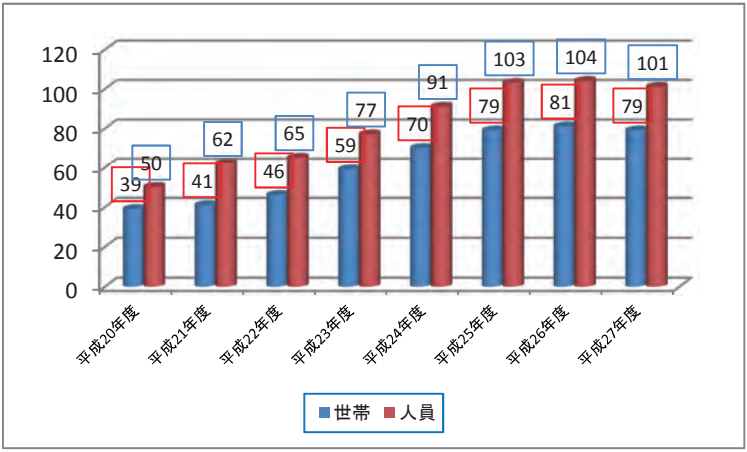

平成２７年度生活保護の開始・廃止は同数です。

生活保護開始件数	７世帯
生活保護廃止世帯	７世帯

※参考

○ 生活扶助額の例　（平成28年度）

	東京都区部等	地方郡部等
3人世帯（33歳、29歳、4歳）	160，110円	131，640円
高齢者単身世帯（68歳）	80，870円	65，560円
高齢者夫婦世帯（68歳、65歳）	120，730円	97，860円
母子世帯（30歳、4歳、2歳）	189，870円	159，900円

※ 児童養育加算、母子加算、冬季加算（Ⅵ区の5/12）を含む。

○ 生活保護の手続

事前の相談 → 保護の申請 → 保護費の支給

- 生活保護制度の説明
- 生活福祉資金、障害者施策等各種の社会保障施策等の紹介や助言

- 預貯金、保険、不動産等の資産調査
- 扶養義務者による扶養の可否の調査
- 年金等の社会保障給付、就労収入等の調査
- 就労の可能性の調査

- 最低生活費から収入を引いた額を支給
- 世帯の実態に応じて、年数回の訪問調査
- 収入、資産等の届出の受理、定期的な課税台帳との照合などを実施
- 就労の可能性のある者への就労指導

② 生活困窮者の現状

生活困窮者自立支援法で、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくおそれのある者（第６条第２項）と規定されています。

生活困窮に関連する統計資料を把握し、適切な支援を行う必要があります。また、多くの相談者は多様で 複合的な問題を抱えており、各種関係機関との連携が求められています。分野別に制度が整っていますが、支援が届いていない人が、地域に潜在化しています。

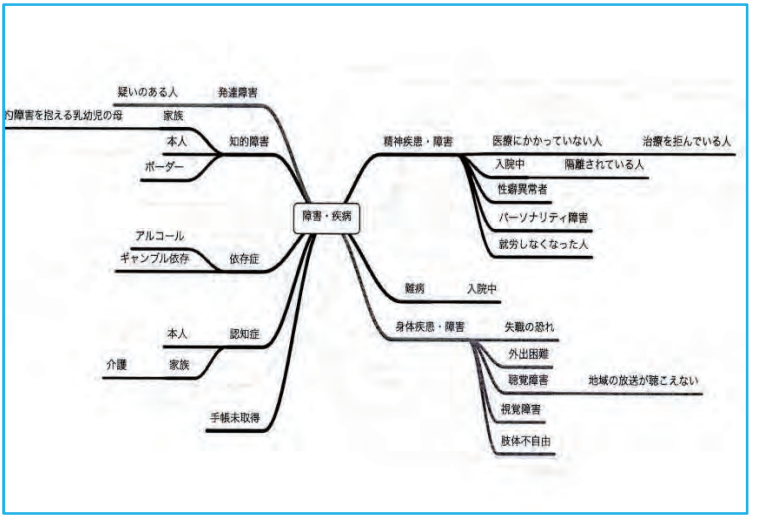

■生活困窮者に関連する統計等

項　　目	実　績　値
国保税滞納世帯	１１９世帯
介護保険料未納人数	６５人
生活福祉資金利用世帯	７世帯

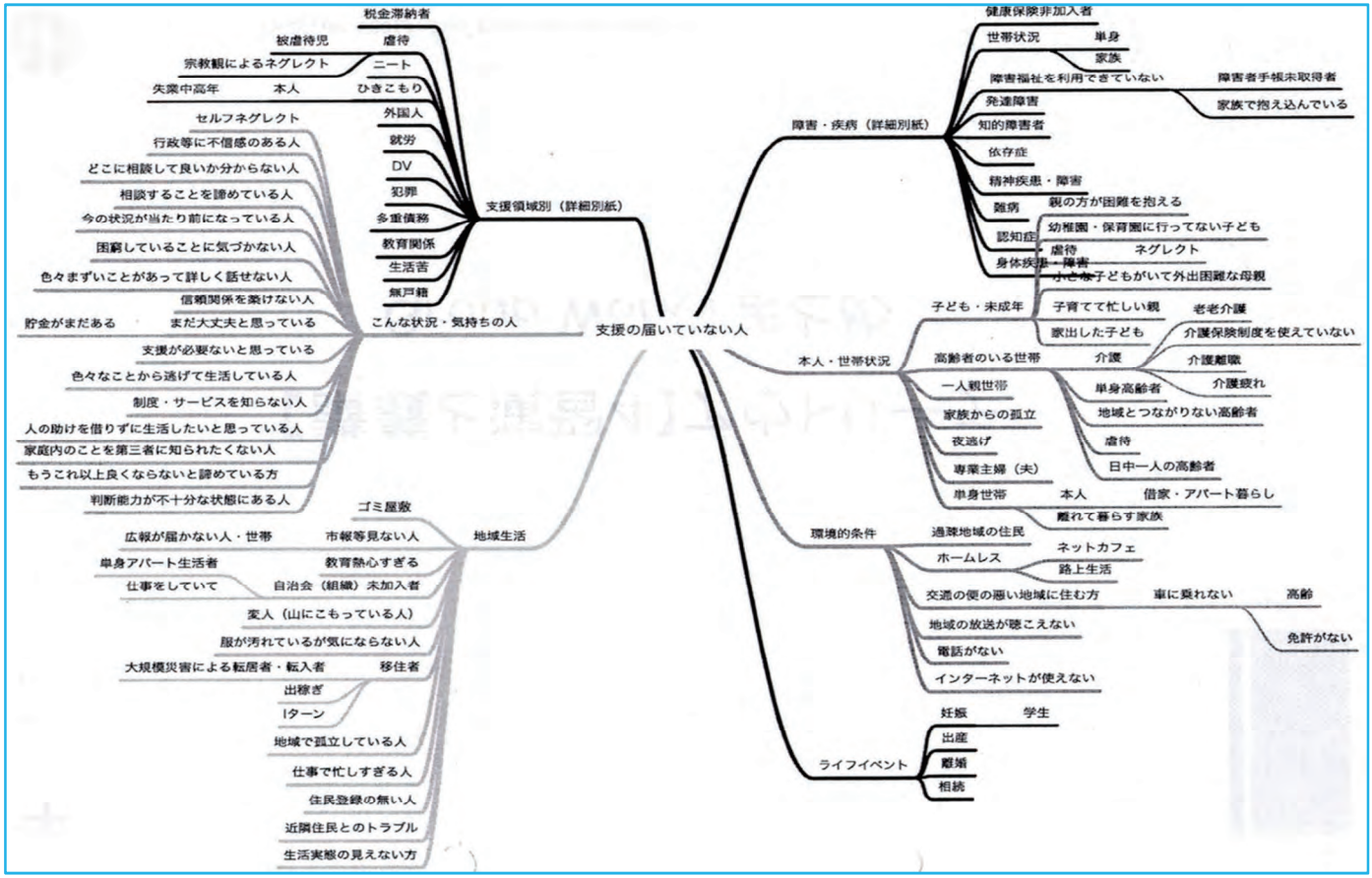
支援の届いていない人
支援領域別（詳細別紙）
税金滞納者
虐待
被虐待児
ニート
宗教観によるネグレクト
ひきこもり
本人
失業中高年
外国人
就労
DV
犯罪
多重債務
教育関係
生活苦
無戸籍
こんな状況・気持ちの人
セルフネグレクト
行政等に不信感のある人
どこに相談して良いか分からない人
相談することを諦めている人
今の状況が当たり前になっている人
困窮していることに気づかない人
色々まずいことがあって詳しく話せない人
信頼関係を築けない人
まだ大丈夫と思っている
貯金がまだある
支援が必要ないと思っている
色々なことから逃げて生活している人
制度・サービスを知らない人
人の助けを借りずに生活したいと思っている人
家庭内のことを第三者に知られたくない人
もうこれ以上良くならないと諦めている方
判断能力が不十分な状態にある人
地域生活
ゴミ屋敷
市報等見ない人
広報が届かない人・世帯
教育熱心すぎる
単身アパート生活者
自治会（組織）未加入者
仕事をしていて
変人（山にこもっている人）
服が汚れているが気にならない人
移住者
大規模災害による転居者・転入者
出稼ぎ
Iターン
地域で孤立している人
仕事で忙しすぎる人
住民登録の無い人
近隣住民とのトラブル
生活実態の見えない方
障害・疾病（詳細別紙）
健康保険非加入者
世帯状況
単身
家族
障害福祉を利用できていない
障害者手帳未取得者
家族で抱え込んでいる
発達障害
知的障害者
依存症
精神疾患・障害
難病
親の方が困難を抱える
認知症
幼稚園・保育園に行ってない子ども
虐待
ネグレクト
身体疾患・障害
小さな子どもがいて外出困難な母親
本人・世帯状況
子ども・未成年
子育てて忙しい親
老老介護
家出した子ども
介護保険制度を使えていない
高齢者のいる世帯
介護
介護離職
介護疲れ
一人親世帯
単身高齢者
家族からの孤立
地域とつながりない高齢者
夜逃げ
虐待
専業主婦（夫）
日中一人の高齢者
単身世帯
本人
借家・アパート暮らし
離れて暮らす家族
環境的条件
過疎地域の住民
ホームレス
ネットカフェ
路上生活
交通の便の悪い地域に住む方
車に乗れない
高齢
免許がない
地域の放送が聴こえない
電話がない
インターネットが使えない
ライフイベント
妊娠
学生
出産
離婚
相続

(5)　地域の安全安心

①　救急搬送

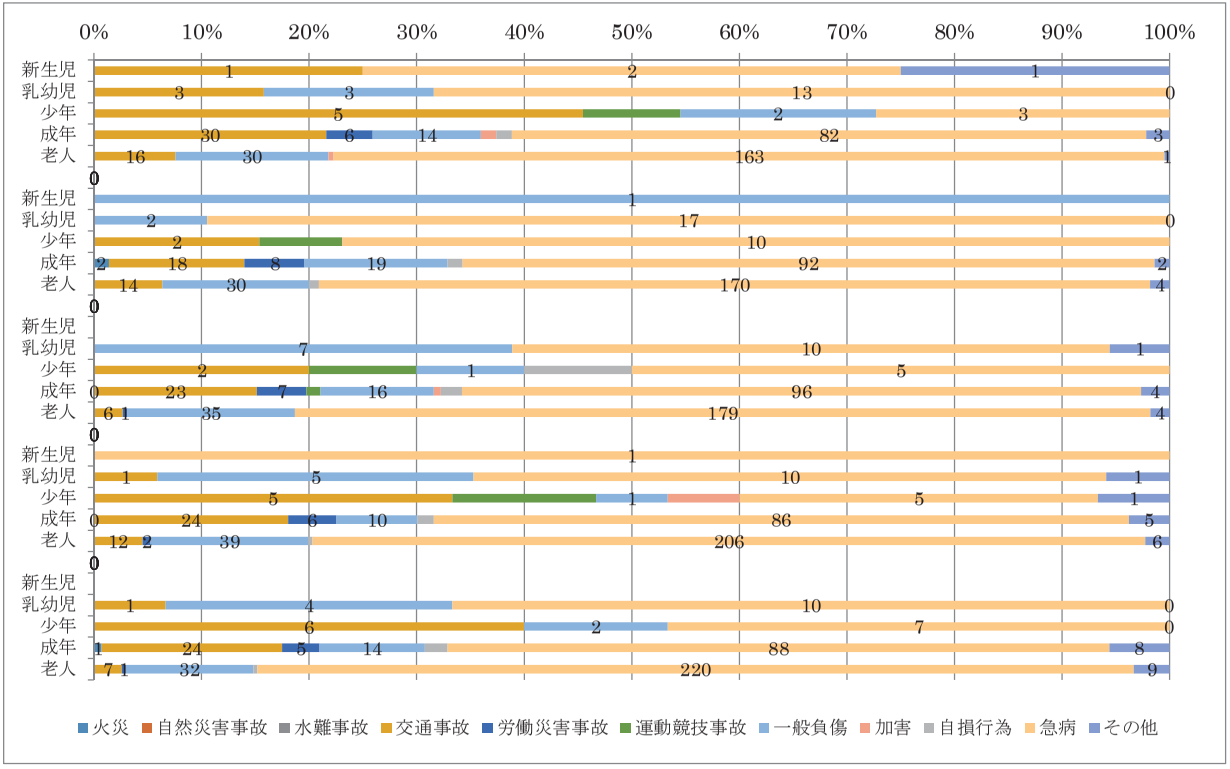

このとおり年々、救急出動回数が増加しています。救急車の現場到が、市貝町救急隊の平均は 10.7 分で、全国平均の 8.3 分を大きく上回っています。

他の市町への出動が半分弱という、地理的条件を考慮しても、真に必要な重症患者の搬送に支障がでています。全国で救急車の利用者の半数以上は高齢者ですが、市貝町も同様です。

今後は救急車の適切な利用と、医療圏域内での連携と調整が必要と思われます。

②　火災発生件数

建物	林野	車両	その他	計
２件	１件	１件	６件	１０件

就寝中の逃げ遅れを防止するには、住宅用火災警報器の設置が有効な手段です。芳賀管内では、平成 21 年 6 月から全住宅に設置が義務付けられています。設置率が栃木県では約 70%、市貝町は 60%と低く、設置率が向上しない現状になっています。特に、一番必要な高齢者のみの世帯は、取り付けの困難さや、関心の低さが課題となっています。

※　消防団：地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わず、地域に密着し、住民の安心と安全を守る役割を担っています。全国的には、女性の消防団への参加も増加しており、特に一人暮らし高齢者宅への防火訪問、応急手当の普及指導などにおいて活躍しています。

	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	副部長	班長	団員	計
団本部	1	1	2	2					
第1分団					9	9	25	84	127
第2分団					6	6	16	54	82
計（定員 219）	1	1	2	2	15	15	41	138	215

(6)　市貝町社会保障経費

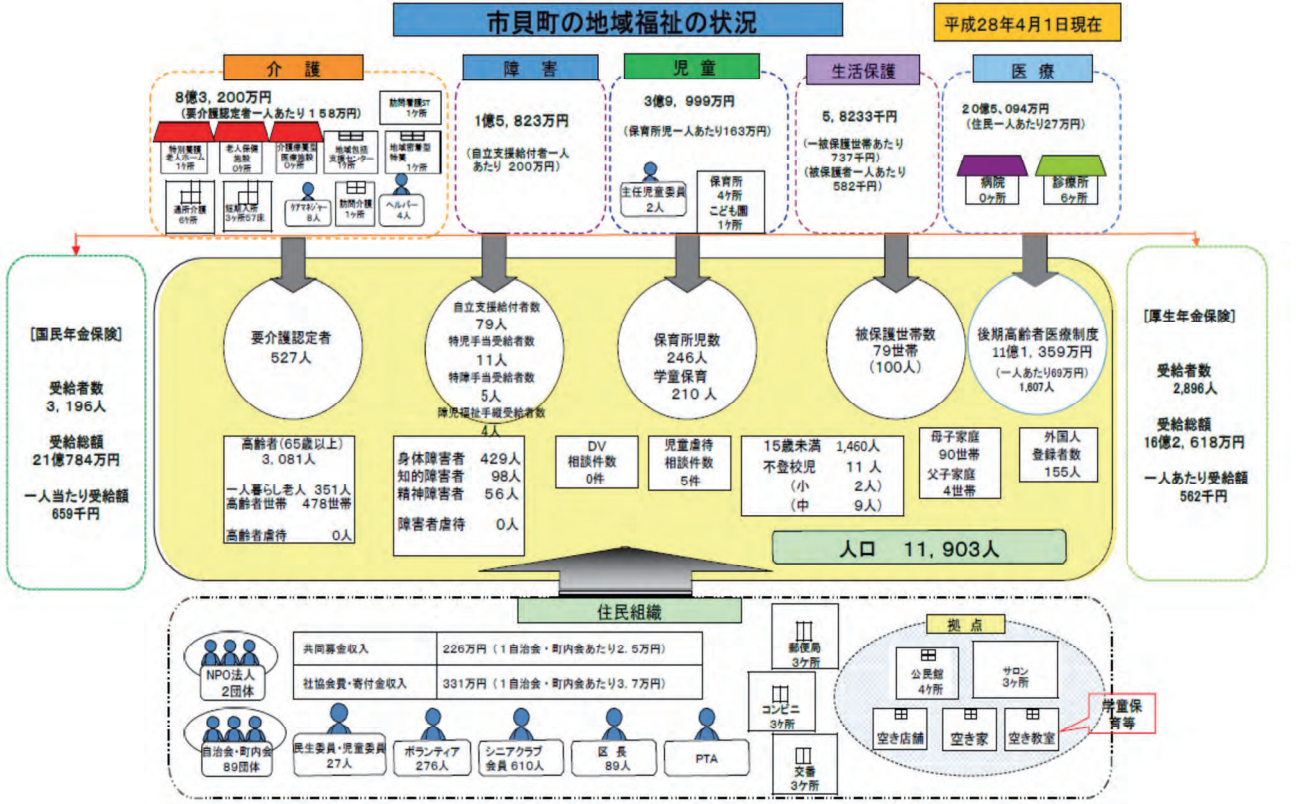
市貝町の地域福祉の状況
平成28年4月1日現在
介　護
8億3，200万円
（要介護認定者一人あたり１５８万円）
訪問看護ST
1ヶ所
特別養護老人ホーム
1ヶ所
老人保健施設
0ヶ所
介護療養型医療施設
0ヶ所
地域包括支援センター
1ヶ所
地域密着型特養
1ヶ所
通所介護
6ヶ所
短期入所
3ヶ所87床
ケアマネジャー
8人
訪問介護
1ヶ所
ヘルパー
4人
障　害
1億5，823万円
（自立支援給付者一人あたり 200万円）
児　童
3億9，999万円
（保育所児一人あたり163万円）
主任児童委員
2人
保育所
4ヶ所
こども園
1ヶ所
生活保護
5，8233千円
（一被保護世帯あたり
737千円）
（被保護者一人あたり
582千円）
医　療
20億5，094万円
（住民一人あたり27万円）
病院
0ヶ所
診療所
6ヶ所
［国民年金保険］
受給者数
3，196人
受給総額
21億784万円
一人当たり受給額
659千円
要介護認定者
527人
自立支援給付者数
79人
特児手当受給者数
11人
特障手当受給者数
5人
障児福祉手当受給者数
4人
保育所児数
246人
学童保育
210 人
被保護世帯数
79世帯
（100人）
後期高齢者医療制度
11億1，359万円
（一人あたり69万円）
1,607人
［厚生年金保険］
受給者数
2,896人
受給総額
16億2，618万円
一人あたり受給額
562千円
高齢者（65歳以上）
3，081人
一人暮らし老人　351人
高齢者世帯　478世帯
高齢者虐待　0人
身体障害者　429人
知的障害者　98人
精神障害者　56人
障害者虐待　0人
DV
相談件数
0件
児童虐待
相談件数
5件
15歳未満　1,460人
不登校児　11 人
（小　2人）
（中　9人）
母子家庭
90世帯
父子家庭
4世帯
外国人
登録者数
155人
人口　11，903人
住民組織
NPO法人
2団体
自治会・町内会
89団体
共同募金収入
226万円（１自治会・町内会あたり2．5万円）
社協会費・寄付金収入
331万円（１自治会・町内会あたり3．7万円）
民生委員・児童委員
27人
ボランティア
276人
シニアクラブ
会員 610人
区　長
89人
PTA
郵便局
3ヶ所
コンビニ
3ヶ所
交番
3ヶ所
拠　点
公民館
4ヶ所
サロン
3ヶ所
空き店舗
空き家
空き教室
学童保育等

平成 27 年度の実績で（制度により年度が異なっています。）、約 72 億を超える額が、市貝町の社会保障費の関係経費となっています。

また、何らかの支援及び給付を受けている人達の数値となっています。

介護保険制度や後期高齢者医療制度等の高齢関係経費が大きな額となっています。

障害福祉サービス費の一人当たりの経費は高くなっていますが、利用者の多くが入所系のサービスを利用しているからと思われます。

少子高齢化の課題は、社会保障経費が増えることと、費用を負担する担い手が減っていくことです。

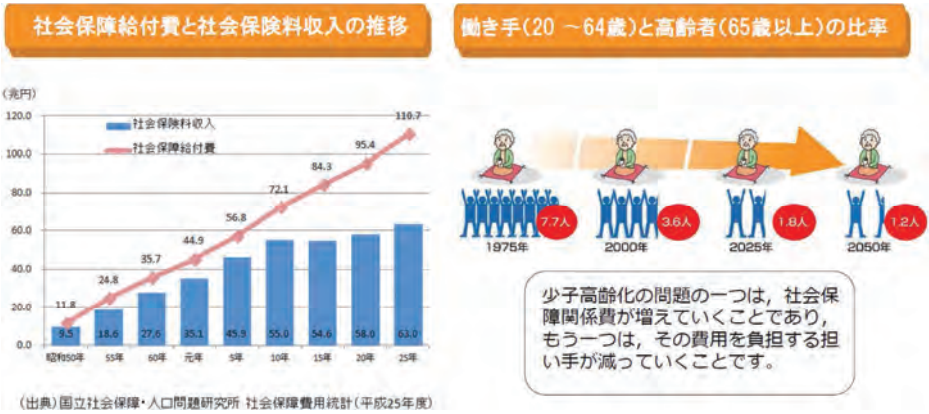

国民年金及び厚生年金の受給者及び受給額を掲載していますが、詳細は次の表になります。

(1) 国民年金

老齢給付		障害給付		遺族給付	
受給権者数（人）	年金総額（千円）	受給権者数（人）	年金総額（千円）	受給権者数（人）	年金総額（千円）
3,001	1,943,833	169	143,366	26	20,650

(2) 厚生年金

厚生年金保険（旧共済組合を除く）					
老齢給付		障害給付		遺族給付	
受給権者数（人）	年金総額（千円）	受給権者数（人）	年金総額（千円）	受給権者数（人）	年金総額（千円）
2,491	1,350,549	41	26,958	364	248,677

国民年金の老齢給付のみを受けている方が、510 人いますが、平均の額は 53,979 円であり、単身世帯の生活保護基準額と比較すると、12,000 円程度低くなっています。

全国のひとり親家庭の現状は、次のとおりです。母子家庭の平均年間収入額は低い状況にあり、多様な支援が必要な現状にあります。

母子家庭・父子家庭の現状

		母子世帯	父子世帯
1 世帯数(推計値)		123.8万世帯	22.3万世帯
2 ひとり親世帯になった理由		離婚 80.8% 死別 7.5%	離婚 74.3% 死別 16.8%
3 就業状況		80.6%	91.3%
	うち 正規の職員・従業員	39.4%	67.2%
	うち 自営業	2.6%	15.6%
	うち パート・アルバイト等	47.4%	8.0%
4 平均年間収入(母又は父自身の収入)		223万円	380万円
5 平均年間就労収入(母又は父自身の就労収入)		181万円	360万円
6 平均年間収入(同居親族を含む世帯全員の収入)		291万円	455万円

資料:平成23年度全国母子世帯等調査
※ 上記は、母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯、父子世帯の数。
※ 母子のみにより構成される母子世帯数は約76万世帯、父子のみにより構成される父子世帯数は約9万世帯。(平成22年国勢調査)
※ 「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、平成22年の1年間の収入。

ひとり親家庭等の自立支援策の体系

○ 平成14年より「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化し、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中。

○ 平成24年に「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が成立

○ 平成26年の法改正(※)により、支援体制の充実、就業支援施策及び子育て・生活支援施策の強化、施策の周知の強化、父子家庭への支援の拡大、児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直しを実施。(※母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法)

○平成28年の児童扶養手当法の改正により、第2子、第3子以降加算額の最大倍増を実施。

自立促進計画(地方公共団体が国の基本方針を踏まえて策定)

子育て・生活支援
- ○母子・父子自立支援員による相談支援
- ○ヘルパー派遣、保育所等の優先入所
- ○子どもの生活・学習支援事業等による子どもへの支援
- ○母子生活支援施設の機能拡充

など

就業支援
- ○母子・父子自立支援プログラムの策定やハローワーク等との連携による就業支援の推進
- ○母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
- ○能力開発等のための給付金の支給

など

養育費確保支援
- ○養育費相談支援センター事業の推進
- ○母子家庭等就業・自立支援センター等における養育費相談の推進
- ○「養育費の手引き」やリーフレットの配布

など

経済的支援
- ○児童扶養手当の支給
- ○母子父子寡婦福祉資金の貸付
  就職のための技能習得や児童の修学など12種類の福祉資金を貸付

など

虐待の件数は、児童虐待が 5 件の相談件数になっています。それ以外の高齢者・障害・DV の虐待相談件数は 0 件となっています。

虐待防止法の整理

項目	障害者虐待防止法	高齢者虐待防止法	児童虐待防止法	DV防止法
虐待・暴力の定義 条文	身体的虐待（拘束） 性的虐待 心理的虐待 ネグレクト 経済的虐待 2条	身体的虐待 ネグレクト 心理的虐待 性的虐待 経済的虐待 2条	身体的虐待 性的虐待 ネグレクト 心理的虐待（DV） 2条	身体的暴力 精神的暴力 性的暴力 1条
通告・通報義務	○7条・16条・22条	○7条・21条	○6条	○6条（但し努力義務）
一時保護	○9条2項	○9条2項	○8条2項	○3条3項3号
立入調査	○11条	○11条	◎9条、臨検・捜索、解錠	×
裁判所の手続による分離・保護	×	×	○施設入所措置等の承認・児童福祉法28条	◎保護命令10条以下罰則
施設入所措置	身体障害者福祉法 知的障害者福祉法	老人福祉法10条の4など	○同上	×
面会の制限	○13条	○13条	○12条	○保護命令
養護者への支援・再統合への努力	○14条	○14条	○11条	×
その他対応策	成年後見制度の利用 DV保護法の保護命令 親権制限 監督権限等の行使 措置等の発表	成年後見制度の利用 DV保護法の保護命令 監督権限等の行使 措置等の発表	親権制限（喪失、停止） DV保護法の保護命令	離婚・婚姻費用分担請求 成年後見制度の利用 老人福祉法の保護措置
センター	市町村障害者虐待防止センター　32条 都道県障害者権利擁護センター　36条	（地域包括支援センター）	（児童相談所）	配偶者暴力相談支援センター　3条

このように見てみると、制度を中心に縦系列に展開されています。しかし、個々の住民から見てみると、ライフステージに沿って、困りごとが顕現化してきますので、横の連携が必要になっています。高齢者、障害者、ひとり親家庭、児童等の縦の施策は深まってきていますので、横の連携の要としての地域福祉の重要性が高まっています。

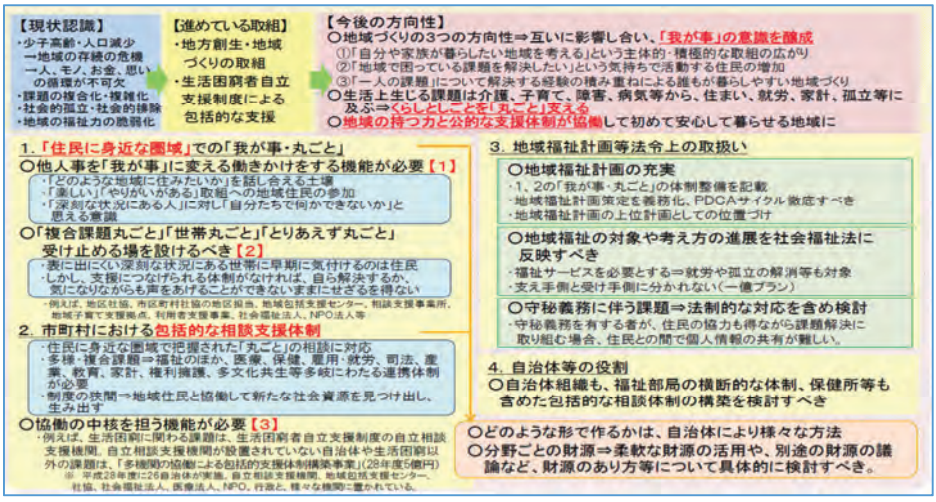

2　アンケート調査から推察する現状と課題

地域福祉活動計画の策定に向けて、アンケート調査を実施していますので、その結果から考察しました。

(1) 近所との関わり

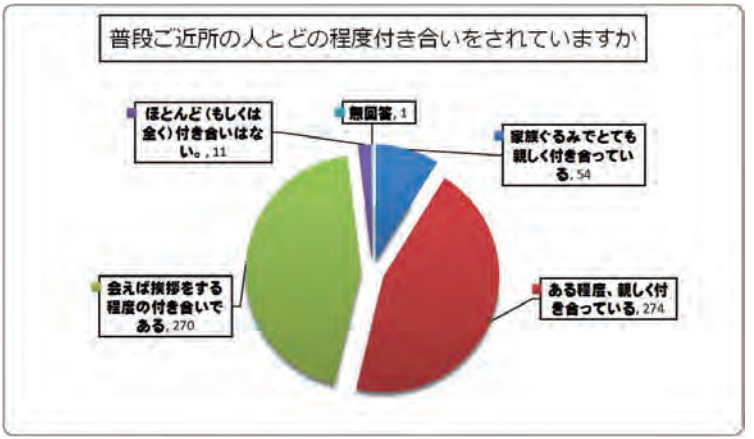

「家族ぐるみで親しく付き合っている」及び「ある程度親しく付き合っている」が 610 人中、328 人（54%）となっています。

(2) 近所との付き合いに対する考え方

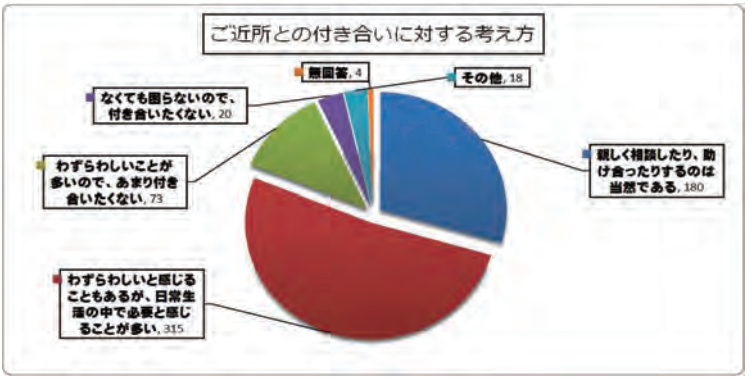

「親しく相談したり、助け合ったりするのは当然である」及び「日常生活で必要と感じることが多い」が 610 人中、495 人(82%) となっています。

(3) 近所の人から頼まれごとをした場合の行動

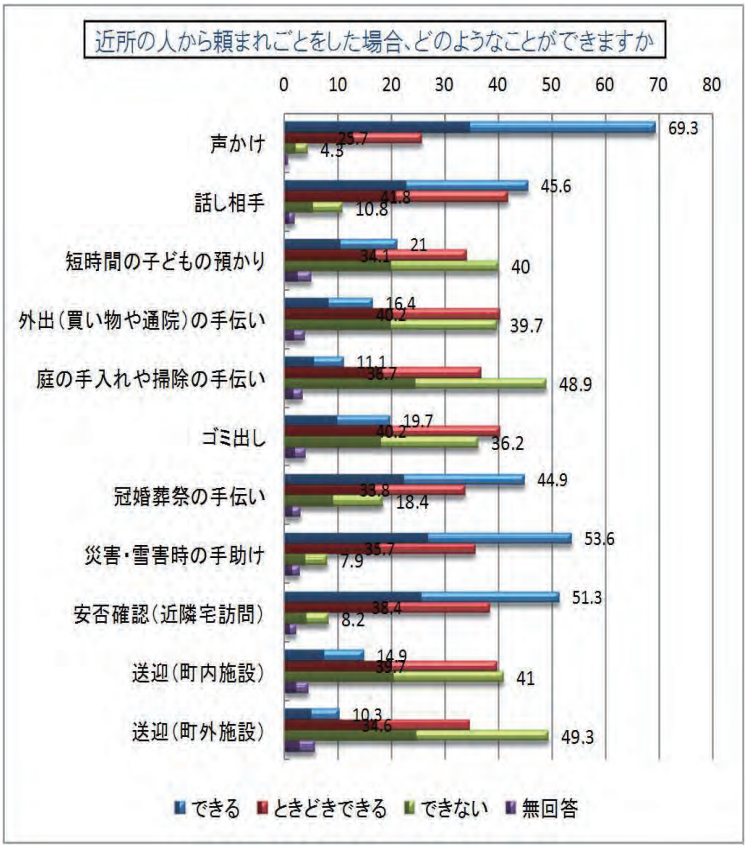

「声かけ」、「話し相手」、「安否確認」「災害・雪害時の手助け」等にはできるが半数を超えますが、「送迎」「庭の手入れや掃除の手伝い」ではできないが半数近くになります。

（4）地域活動

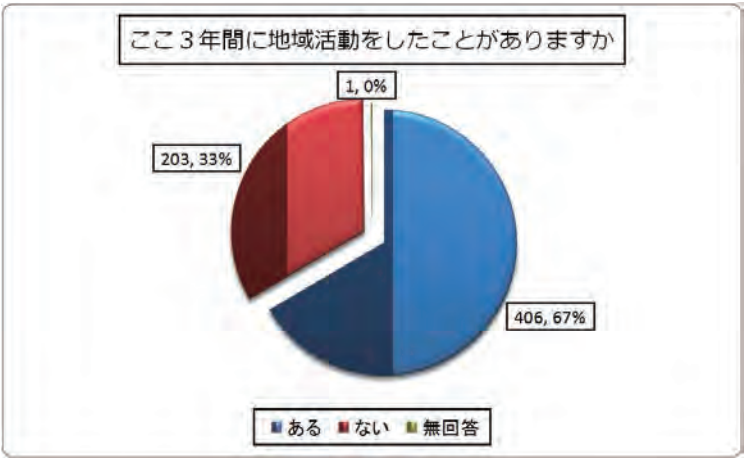

７割弱の人が地域活動を行っています。

その内訳をみると、自治会の活動が 3 割を超える方（292 人複数回答）がいます。次に子ども会（育成会）活動 18%（167 人）、学校 PTA 活動が 20 パーセント（197 人）となっています。

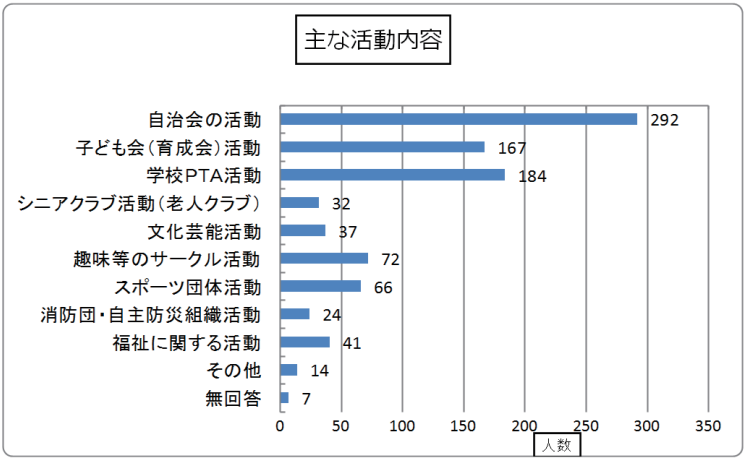

3　福祉座談会から見る現状と課題

困りごと（課題）に対して何ができるかを話し合い合う地域福祉活動座談会を、大字単位で 16 か所に出向いて実施しました。大字単位の話し合い結果については、参考資料に詳細版を掲載しています。

※福祉座談会の結果

平成２８年９月１２日（月）上根公民館（上根地区）テーマ【高齢者・医療】

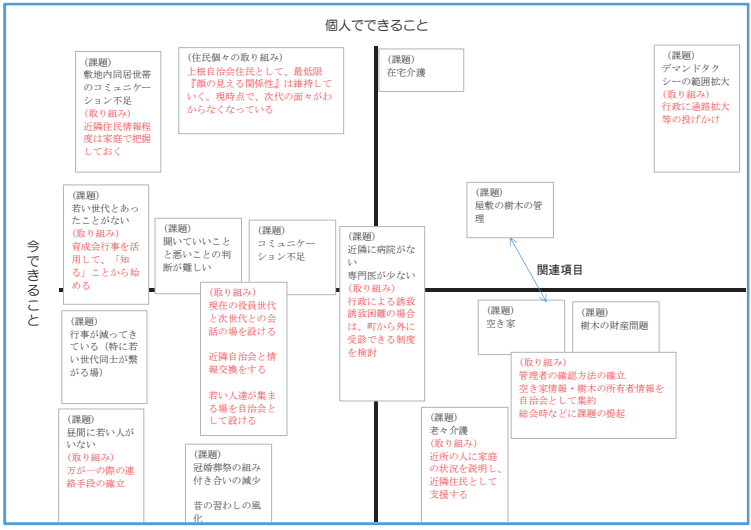

地域の座談会でなければ発見できない困りごとや地域のつながり等が多く出されました。

生活の豊かさに伴っての住環境の構造の変化、人口構造の変化に伴う空き家の増加や地域の祭り等文化の伝承の衰退、冠婚葬祭の簡素化に伴う交流の減少等が出されました。

また、60 歳代の交流は趣味、職業の延長線での仲間付き合いが主になっています。

※策定委員会でのグループワークの結果

Aグループ構成メンバー【事務連絡員協議会　民生委員　シニアクラブ　ＰＴＡ　地域連携教員】

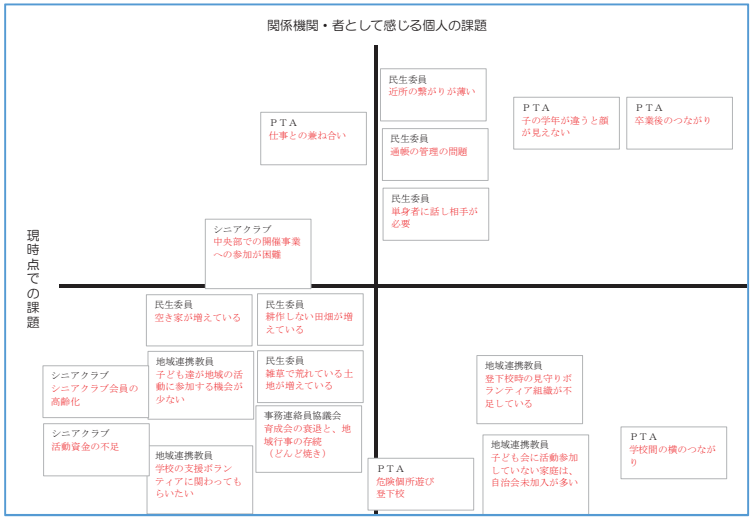

Bグループ構成メンバー【民生委員　シニアクラブ　障害者団体　ボランティア　公募】

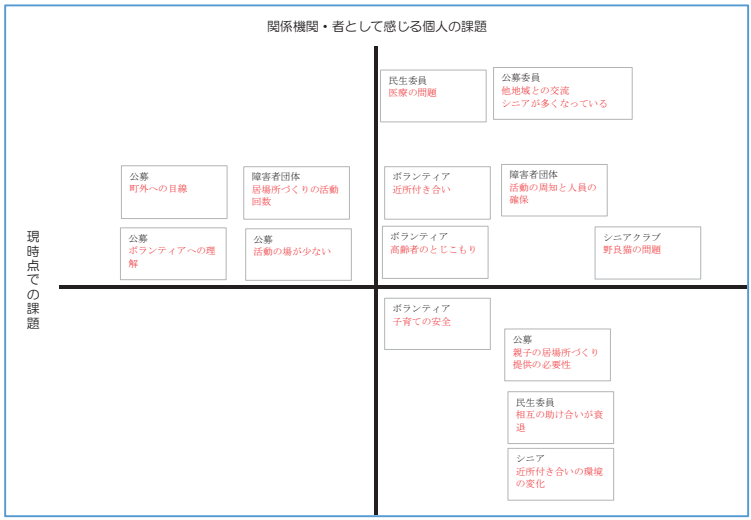

Cグループ構成メンバー【民生委員　シニアクラブ　障害者団体　ボランティア】

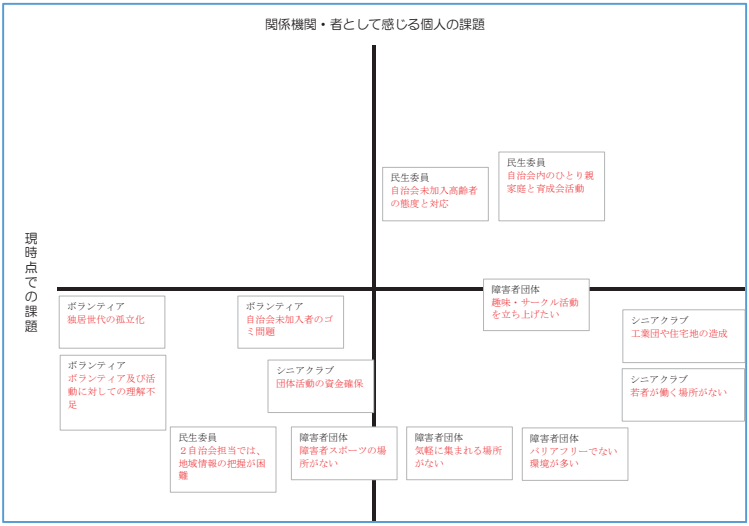

Dグループ構成メンバー【警察　消防　消防団　包括　町】

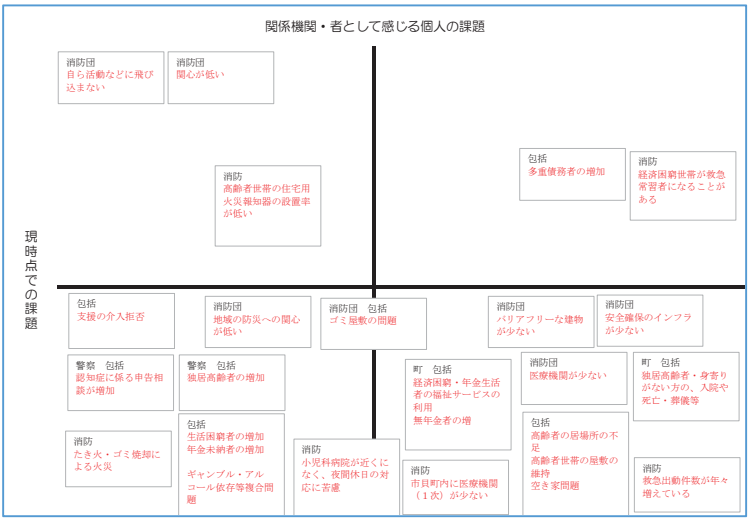

第Ⅲ章　計画の基本的考え方

1　基本理念

「*学び合い、遊び合い、*
支え合う関係づくり」

「他人事」になってしまいがちな地域づくりを、地域住民が「我が事」として主体的に取り組める仕組みを作るとともに、行政は地域づくりの取組みの支援と、公的な福祉サービスのつなぎを含めた「丸ごと」の総合相談体制を整備する必要があります。

小地域福祉活動は、多種多様な強み、弱みに合わせて地域住民自らが困りごとを見つけ出し、総合相談窓口に連絡しともに解決する仕組みを重層的かつ相互的（お互いさま）に構築する必要があります。

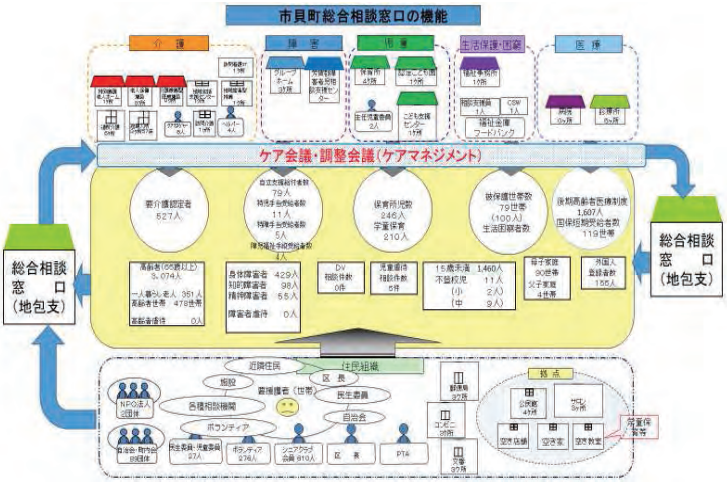

2　基本目標

基本理念を実現するための基本目標及び施策の展開は、次のとおりです。

地域福祉活動計画の体系

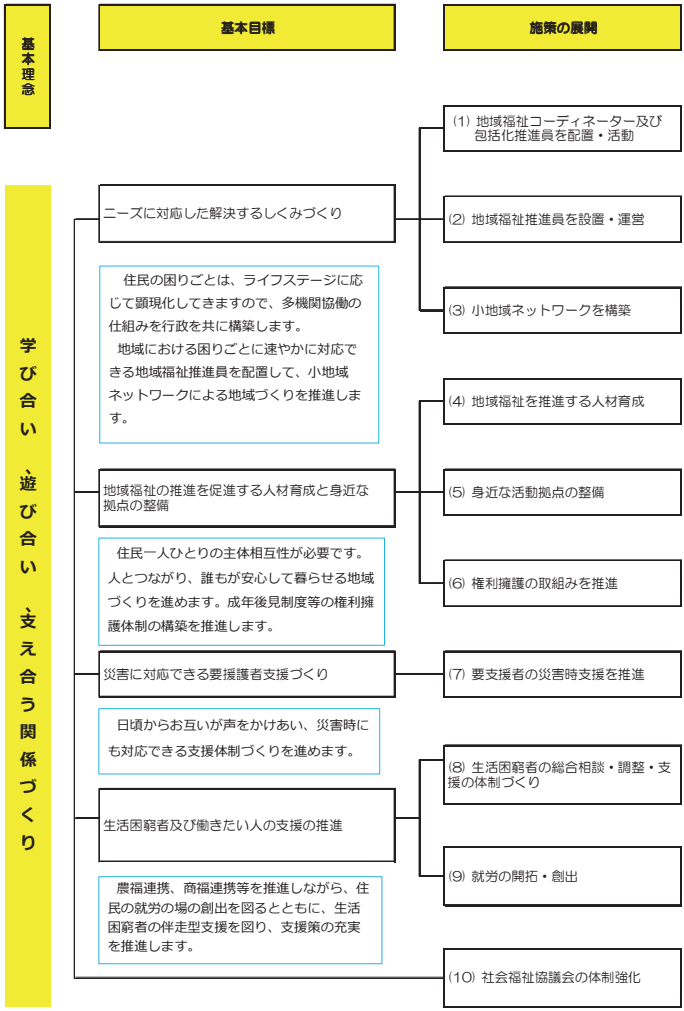

第Ⅳ章　施策の展開

1　相談支援包括化推進員の配置・運営

小地域には公的サービスのみでは解決できない様々な課題があります。また、町内には様々な福祉関係機関や各種の専門職が活動していますが、相互の連携が十分に確保されているとはいえない現状です。

様々な地域の課題や困りごとを地域の住民と一緒に解決する調整担当として相談支援包括化推進員を配置します。社会福祉協議会では、平成２８年１０月１日から、相談支援包括化推進員を配置して、全世代をカバーする包括相談支援システムの構築と小地域福祉活動のネットワークの構築に取り組みます。

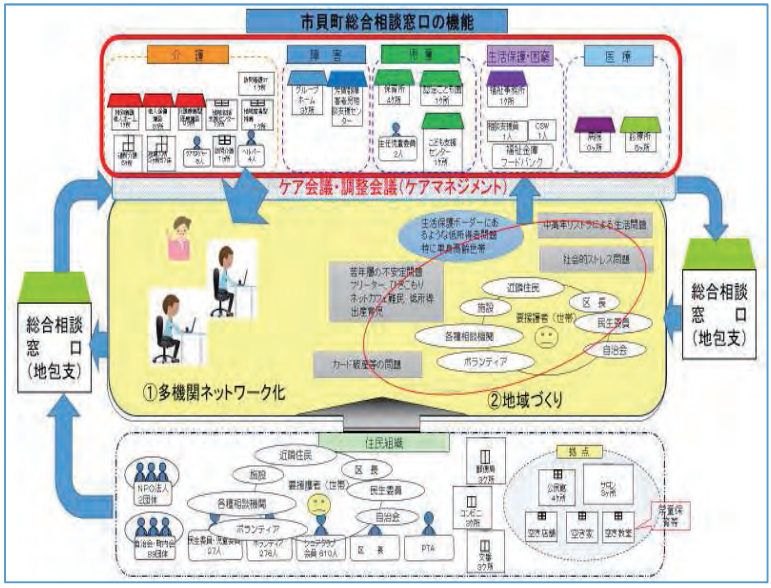

2　地域福祉推進員の設置

小地域には様々困っている人がいますが、相談の機能が届かないため、地域の中に潜っています。早期に小地域における課題発見システムを構築して、個々の支援を図ります。

現在の地域実態を考えると、地域福祉推進員を地域の中から選出していただき、早期発見の連絡担当の役割を担うことが適当と思われます。

小地域に地域福祉推進員が設置され、住民一人ひとりの生活の困りごとを、民生委員及び相談支援包括化推進員及び CSW と協働しながら地域の課題として、解決に向けた取組を行います。

地域活動の取組や交流活動の濃淡が、地域ごとに多少異なっていますので、住民の自発的活動が展開される地域から展開を図って行きます。

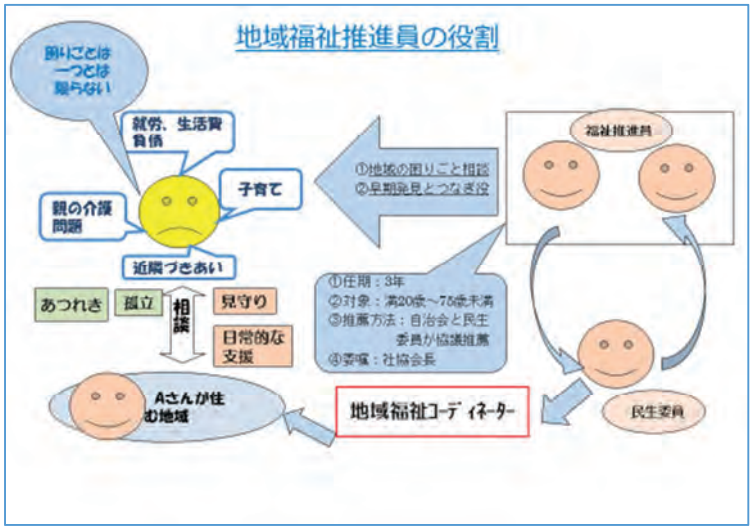

3　小地域福祉活動ネットワークの構築

社会保障・人口問題研究所の人口推計によれば、高齢単身世帯と高齢者夫婦世帯が増大します。高齢単身世帯と言っても様々な形態が考えられます。

①子どもが近距離にいる世帯、②子どもが離れて住んでいる世帯、③子どもも親戚もいない世帯では状況がまったく異なります。少子化が進むことは、子どもも親戚もいない世帯が増大することです。

行政・団体等への手続や支払、生活必需品の買い物、家屋の修理、四季に応じた部屋の模様替え等様々な支援を必要とします。意欲が減少すると「食べる」、「移動する」にも影響し、悪循環に陥り閉じこもりの傾向になりますので、地域でお互い様関係を築く小地域福祉活動のネットワークの活動の促進を図ります。小地域で「見守り」「声かけ」などをはじめとした、支援を要する人を地域の中で支える活動を推進していきます。

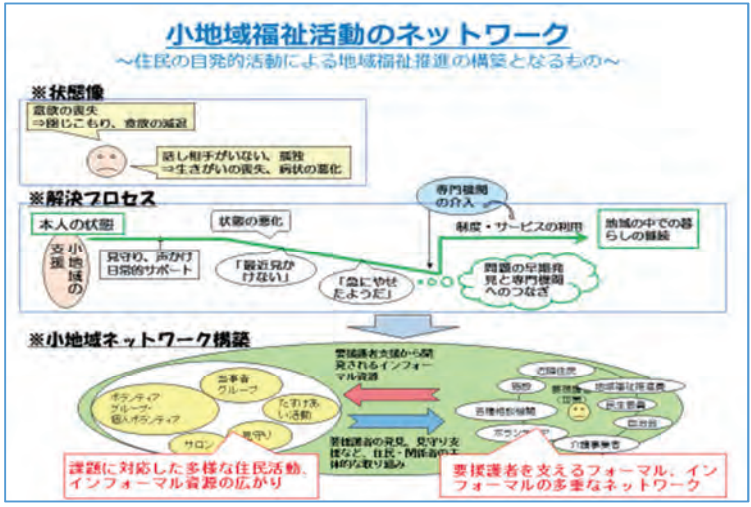

4　地域福祉を推進する人材育成

住民自らが担い手となり、地域福祉活動力を高める必要があります。地域福祉活動に関心を持つ人々、積極的に取り組む人々を増やすことが、小地域福祉活動のネットワーク構築のポイントとなります。

社会福祉協議会は、これまで福祉共育の推進及び研修を積極的に行ってボランティア等地域の人材の育成を手がけてきました。今後も、地域での福祉課題を共有しながら、福祉共育を通して、地域福祉活動に関心のある方を発掘し、地域福祉活動の担い手につなげ、人づくり地域づくりを目指します。

(1) 学校・地域・社協が一緒になって行う福祉共育を推進します。

・ 小中学校への福祉共育を地域とともに促進し、福祉に対する理解を深め、次世代の地域福祉の担い手になるように充実に努めます。

・ 保護者、ＰＴＡ及び教員など地域に根付いた組織と連携を強化し、継続した担い手の確保に努めます。

・ 出前講座を実施し、より身近な場で福祉の理解が得られる機会を作っていきます。

・ あらゆる町民や当事者が福祉共育へ参画しながら、活動できる場面をつくて行きます。

(2) 専門職の他分野関心の養成講座を推進します。

高齢分野、障害分野、児童分野、医療分野等の専門職を対象として、分野共通のテーマや地域の助け合い活動、ボランティア活動の講座を開設します。

これは、福祉専門職がフォーマルサービスのみで支援を展開する傾向がありますので、地域を主体にした活動が希薄になりがちです。

①地域関係者との連携、②分野を超えたネットワークの形成、③利用者や制度等への総合的な働きかけ等の３つの視点をもった内容となります。

専門職の特性をお互いに知るところから始めて行きます。

※連携ソーシャルワーカー養成講座カリキュラム

講座テーマ	学習項目	概要
開講式 オリエンテーション	本講座の趣旨・目的・概要等の理解	多機関・異職種連携の意味、及び目的や講座の概要について学ぶ
民生委員・児童委員等の活動について	連携と協働 予防的支援	地域における民生委員・児童委員等の役割と意義・活動等について学ぶ
小地域福祉活動について	個と地域の一体的支援 予防的支援	地域の福祉活動の実態を理解し、連携のあり方について学ぶ
開講式 オリエンテーション	修了証書交付	地域福祉懇談会の参画 生活緊急ＳＯＳネットワークの構築

５　身近な拠点の整備

地域の拠点が住民の居場所や役割発揮の場面になるとともに、身近な相談窓口として機能できるよう、拠点の場所等の確保に努めます。

○　寄り合どころ「たまり場」として、住民の集える場所の検討を図ります。

・住民のアイデアや提案を積極的に検討します。

・空き家、空き店舗等の有効活用方法の提案をします。

○　町・住民が協働して開発した拠点を、住民の支え合う活動に利用できるように支援します。

・空き家等をふれあいサロンの拠点として活用の有無の検討を図ります。

・事業所の会議室の開放等を検討していきます。

○　住民の自発的活動

・地域の活動を通して世代間交流に関わり、出会いの場を作ります。

・日常的に声をかけあって、地域の状況の把握に努めます。

6　権利擁護の取組みの推進

権利擁護は成年後見制度のみと思われていますが、「誰もが安心して地域で暮らし続けられる仕組み」を構築することが、基本となります

貸金業法が平成 22 年 6 月 18 日に完全施行されましたが、障害や疾病によりローンやリボ払いの重複利用により、負債抱えて困っている人もいます。

住民が不利益を被ることなく、安心して地域で暮らしていくために、計画期間中に権利擁護センターを設置し、日常生活自立支援事業や成年後見制度のみではなく、財産保持、負債処理等の相談機能及び市民後見人等の養成の研修機能の役割を果たします。

弁護士会、司法書士会等の司法の専門職との連携を強化して、専門的法律のバックアップにより生活を支える仕組みにより運営していきます。

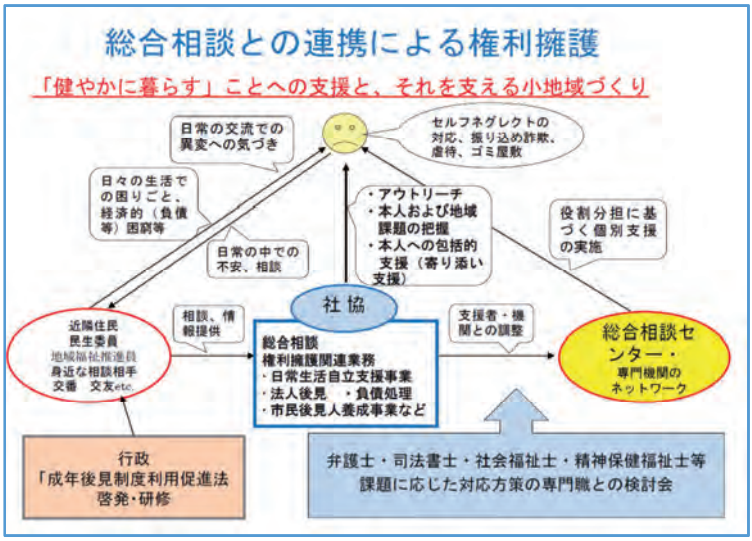

7　避難行動要支援者の推進

市貝町地域防災計画（以下「計画」という。）が、市貝町における風水害や地震、竜巻などの災害に係る予防、応急対策及び復旧に関し、町及び防災関係機関等が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、災害対策を総合的かつ計画的に推進し、町域、町民の生命、身体、財産を災害から保護するために策定されています。

この計画は、①「水害・台風、竜巻等風害編」、②「震災対策編」、③「原子力災害対策編」からなっています。

※避難行動要支援者支援体制

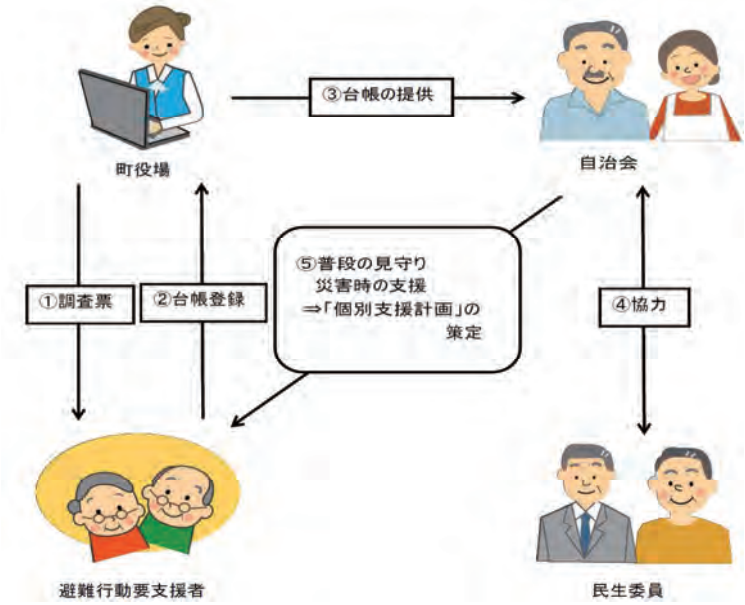

避難行動要支援者支援体制の推進を図るとともに、平常時及び災害時に対応した災害ボランティア設置・運営マニュアルを作成します。

8　生活困窮者の総合相談・調整・支援の体制づくり

生活困窮者自立支援法が平成２７年４月から施行されています。

(1) 生活困窮者支援制度の理念等

制度の理念・自立相談支援事業（生活困窮者支援）における３つの倫理と８つの基本姿勢

《３つの基本倫理》

(1) 権利擁護：①尊厳の確保 ②本人の主体性の確保

(2) 中立性・公平性

(3) 秘密の保持

《8 つの基本姿勢》

□1．信頼関係の構築 □ 受容的対応 □ 傾聴 □ 感情表現を手伝う	□4．家族を含めた支援 □ 家族全体を捉える □ 家族も支援の対象 □ チーム支援の必要性	□6．チームアプローチの展開 □ 連携のとれたチーム □ 支援員は調整役 □ 利用者の了解を得る
□2．ニーズの的確な把握 □ ニーズは解決すべき本質的な課題 □ 多面的な理解が重要 □ ニーズ把握は丁寧に	支援にかかわるすべての人が心にとめておくべき重要な内容です。	□7．さまざまな支援のコーディネート □ ニーズに即した調整 □ 多くの選択肢の提示 □ 丸投げしない支援調整
□3．自己決定の支援 □ 自己選択による自己実現を支援 □ エンパワメントアプローチ □ 強みに着目した支援	□5．社会とのつながりの構築 □ 社会参加は自立の土台 □ 本人を支える環境整備 □ 仲間や居場所の意義	□8．社会資源の開発 □ 地域状況の理解 □ 既存の資源の理解 □ 新たな資源の創設

（『自立相談支援事業従事者養成研修テキスト』８～14、35～44 頁）

また、自尊感情や自己肯定感が少ない人が、生活困窮になりやすいため、相談があった場合に、寄り添え支援に努め、成功体験の積み重ねを図り地域での「つながる」の再構築を推進します。

※自尊感情・自己肯定感

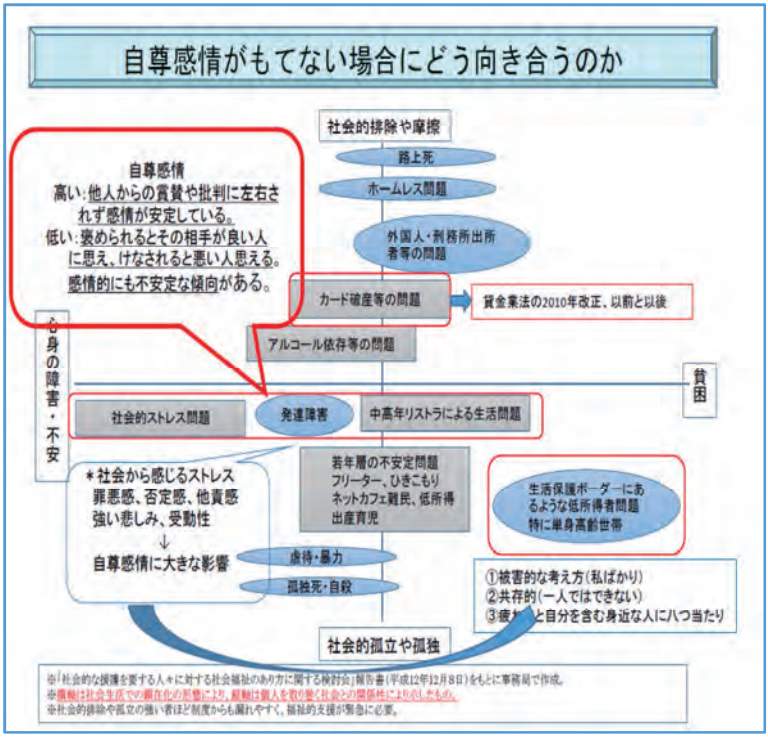

(2) 生活困窮者支援の流れ

個別の自立支援や世帯の包括的な自立支援は、ケアマネジメントの手法に基づき実施していきます。

県配置の相談支援員と社会福祉協議会の相談支援包括化推進員は一体的に役割を分担しながら、支援をしていきます。地域福祉活動推進員と連携を図りながら早期に困っている人を発見し、包括的支援を図ります。

※他機関連携により推進

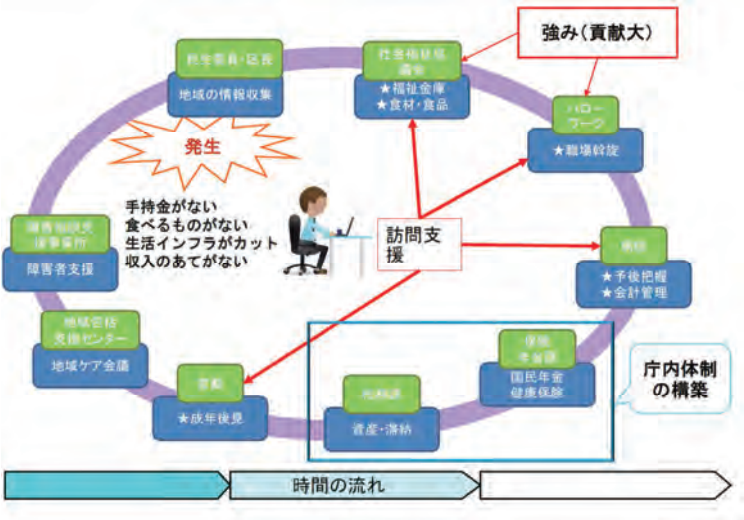
強み（貢献大）
地域の情報収集
★福祉金庫
★食材・食品
ハローワーク
★職場斡旋
発生
手持金がない
食べるものがない
生活インフラがカット
収入のあてがない
訪問支援
障害者支援
★予後把握
★会計管理
地域ケア会議
国民年金
健康保険
庁内体制の構築
★故年後見
資産・落結
時間の流れ

9　就労の開拓・創出

高齢者、障害者、ひとり親世帯、若者の就労の支援は、関係機関と連携をしながらすすめます。

生活保護の受給者が増加しており、稼働年齢層の人の支援が必要になっています。

市貝町の特徴を生かした就労の場の確保が必要であり、町内の産業、農林業関係者から求められている人材の状況を把握しながら、新たな就労を開拓・創出することを目指します。

介護保険制度の改正に伴い、新地域支援事業が実施されるに伴い、介護関係事業者との連携をしながら人材の育成を図ります。就労開拓・創出支援会議を各関係機関の協力をいただきながら、有効な支援方策を検討します。

１０　社会福祉協議会の体制強化

社会福祉法に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現をめざすとしています。

少子高齢社会の進展、非正規雇用の拡大等社会情勢の変化と相俟って、地域包括ケアシステム、地域づくり、街おこし等地域が地域で課題を解決する仕組みづくりがいわれています。

地域福祉総合計画では、社会福祉協議会の役割が増大しています。

地域福祉活動計画に即して、体制強化が必要になっています。

(1) 人財の創出

福祉の人財のみではなく、地域づくりに関係する人財を発掘し、地域福祉のすそ野を広げます。

障害者相談支援事業所を立ち上げ、障害者個々の支援を計画的に実施します。

(2) 組織基盤の強化

地域福祉活動を進める社協の組織基盤の強化を図るため、事業の位置づけや、寄付の拡充について検討します。

公的福祉サービスの統合化・包括化による、高齢者・障害者等への支援サービス事業の基盤の整備を検討します。

(3) 包括的・総合的相談支援体制の推進

世帯全体の複合化・複雑化した課題を的確に捉え、分野別の相談支援体制と協働して対応することができる総合的な相談支援体制を構築します。

第Ⅴ章　実施の評価

1　本計画の推進方法について

住民・社協・福祉事業者等の協働により推進するものです。それぞれの役割に応じた計画を推進していくとともに、定期的な推進状況などの情報共有や計画の修正が求められます。計画の円滑かつ確実な推進のため、「市貝町地域福祉活動計画進行管理委員会」を設置し、定期的に評価を行います。

毎年度理事会に報告し、計画の修正を図るとともに、評議員会に承認を求めます。

2　評価手法について

ＲＰＤＣＡにより評価を行います。

毎年、地域福祉座談会を開催し、地域福祉の進め方や課題を話し合いながら、計画の修正を図ります。

市貝町地域福祉活動計画におけるRPDCAサイクル

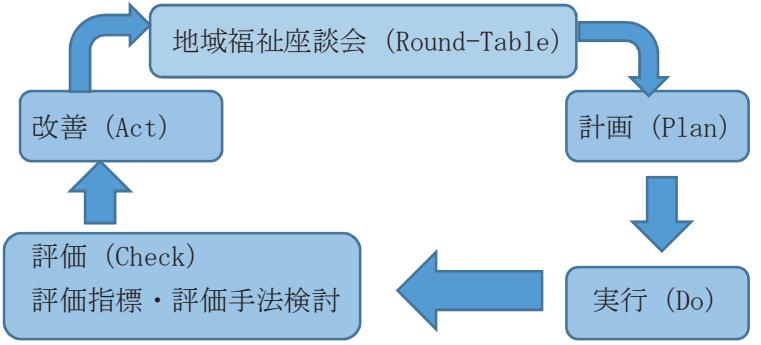

資料編

地域福祉活動計画策定委員会名簿

平成２８年9月３０日

	団　　体　　名	氏　　名	備　考
1	市貝町事務連絡員協議会	石川　信市	
2	市貝町民生・児童委員協議会	大畑　耕兵	
3	市貝町民生・児童委員協議会	伏見　康雄	
4	市貝町民生・児童委員協議会	永山　セン	
5	いちかいシニアクラブ	橋本　昭雄	
6	いちかいシニアクラブ	杉田　光男	
7	いちかいシニアクラブ	黒須　邦昭	
8	市貝町知的障害者育成会	木村　孝子	
9	市貝町身体障害者福祉会	鈴木　勘也	
10	市貝町身体障害者福祉会	小堀　謙介	
11	市貝町ひとり親家庭福祉会	小森美智子	
12	PTA 連絡協議会	簗　　真也	
13	茂木警察署	齋藤　　真	
14	芳賀広域市貝分署	平澤　安夫	
15	市貝町消防団	揚石　哲司	
16	市貝町立市貝小学校	大根田裕一	
17	ボランティア連絡協議会	横山　和夫	
18	ボランティア連絡協議会	川又　律子	
19	ボランティア連絡協議会	根本みはる	
20	市貝町社会福祉施設	倉持久美子	副会長
21	地域包括支援センター	矢板橋　敦	
22	学識経験者	山田　　昇	会　長
23	公　募	長野　大輔	
24	公　募	松岡あゆみ	
25	市貝町健康福祉課	国井美由紀	
ad	市貝町長	入野　正明	
ad	栃木県社会福祉協議会	齋藤　禎	

策定委員会の経過について

１　策定委員会のスケジュール

回数	日　　程	内　　容
１回	H28.7.14	第１期地域福祉活動計画策定について
２回	H28.8.30	地域福祉活動計画の方向性とＧＷ活動
３回	H28.9.27	第１期地域福祉活動計画原案について

２　福祉座談会の開催

開催日	地区名	開催場所	参加人数
28.8.17	赤羽小学校区	ふれあい館	5
28.8.18	赤羽小学校区	多田羅公民館	5
28.8.19	市貝小学校区	保健福祉ｾﾝﾀｰ	6
28.8.20	市貝小学校区	石下公民館	１５
28.9.12	市貝小学校区	上根公民館	１２
28.8.23	市貝小学校区	笹原田公民館	3
28.8.25	小貝小学校区	椎谷公民館	0
28.8.26	小貝小学校区	文谷公民館	3
28.8.29	小貝小学校区	田野辺公民館	6
28.8.31	小貝小学校区	きらり館	3
28.9.　1	小貝小学校区	大谷津公民館	3
28.9.　2	小貝小学校区	続谷公民館	１２
28.9.　5	小貝小学校区	刈生田公民館	１１
28.9.　6	小貝小学校区	羽仏公民館	3
28.9.　7	小貝小学校区	塩田公民館	2
28.9.　8	小貝小学校区	琴平公民館	2

3　福祉座談会の結果

地域の困りごとの顕現化とその対について座談会を行った結果をまとめました。

大字単位地域福祉活動座談会の開催場所及び生活用品等購入圏域

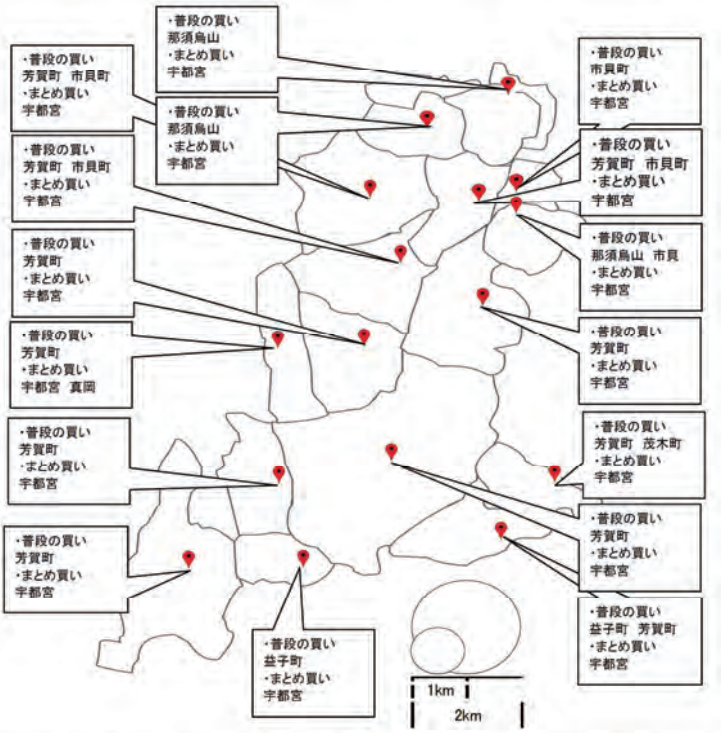

座談会参加者に向け感覚質問を行ったところ、徒歩で移動できる距離について、２０分以内と答えた住民は４７％であり、次いで１０分以内（２３％）、３０分以内（２２％）であった。高齢者の歩行速度を考えると、２０分から３０分以内で歩ける距離は、1.5kmから2kmであるため、座談会を開催した公民館等を中心に半径１kmの円を描くと、大字単位の公民館は、概ね地域の拠点としての機能を果たすことは可能だが、市場地区と赤羽地区の一部の地域では、今回開催した大字単位の公民館を地域の拠点にするには、会場が遠いということも見えてきた。

また、買い物エリアについて「普段買い」「まとめ買い」の２項目に分け同様の質問をしたところ、町全域で見ると普段買いは、芳賀町、町内、益子町の順であり、まとめ買いについては、宇都宮市、真岡市、芳賀町の順であった。小貝地区では、塩田・見上・竹内東・西については、買い物圏域が那須烏山市であった。

このことから、生活必要品の購入圏域は主に芳賀町であることが把握できたが、高齢になり交通手段の確保が困難になった際には、町内企業の宅配サービスなどが必要との意見も多くあがった。

平成２８年８月１７日（水）　ふれあい館（赤羽地区）
テーマ【近所つきあい】

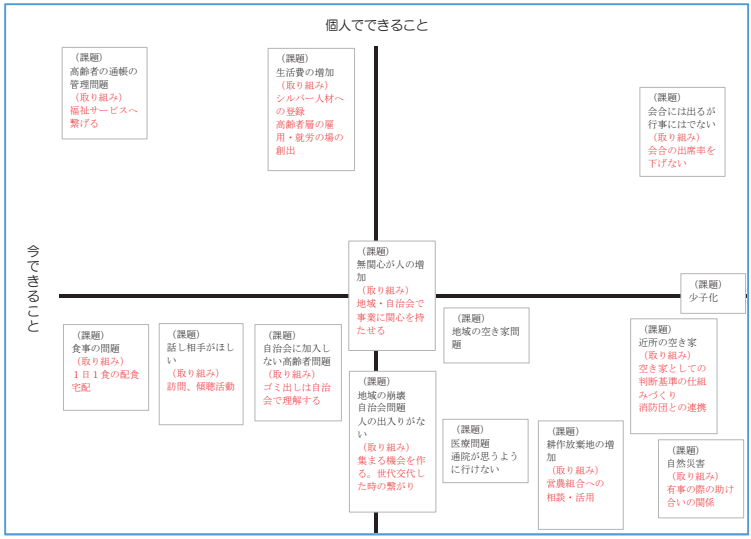

平成２８年８月１８日（木）　多田羅公民館（多田羅地区）
テーマ【高齢者・近所付き合い】

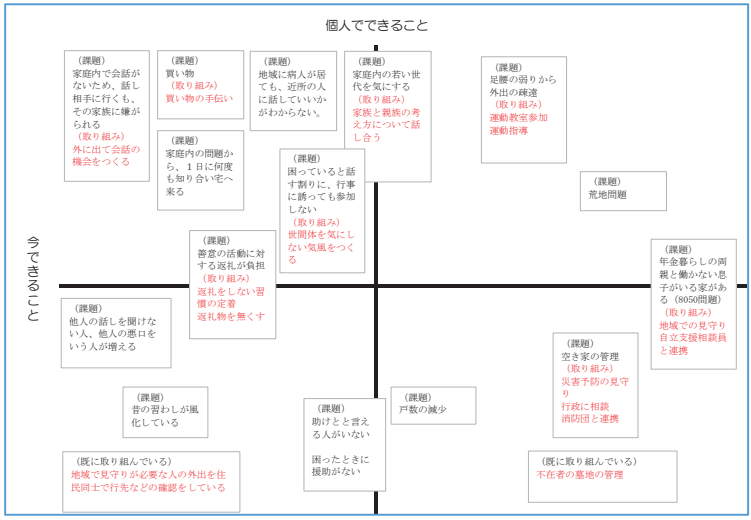

平成２８年８月１９日（金）　福祉ｾﾝﾀｰ（市塙地区）
テーマ【高齢者】

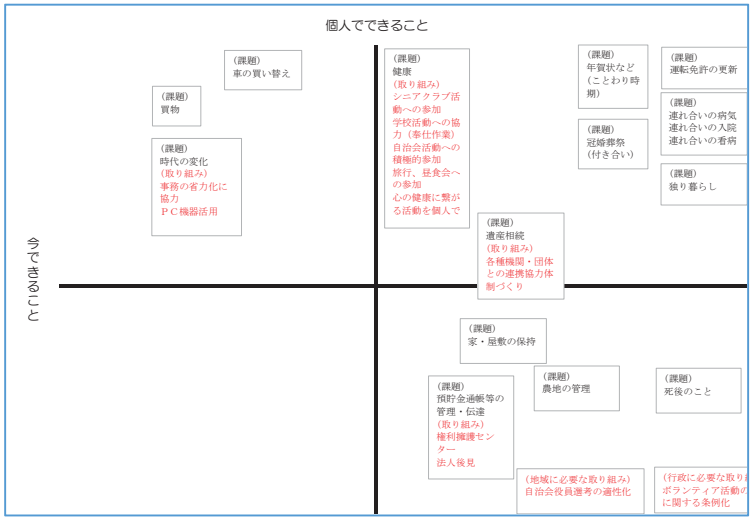

平成２８年８月１９日（土）　福祉センター（市塙地区）
テーマ【高齢者・近所付き合い】

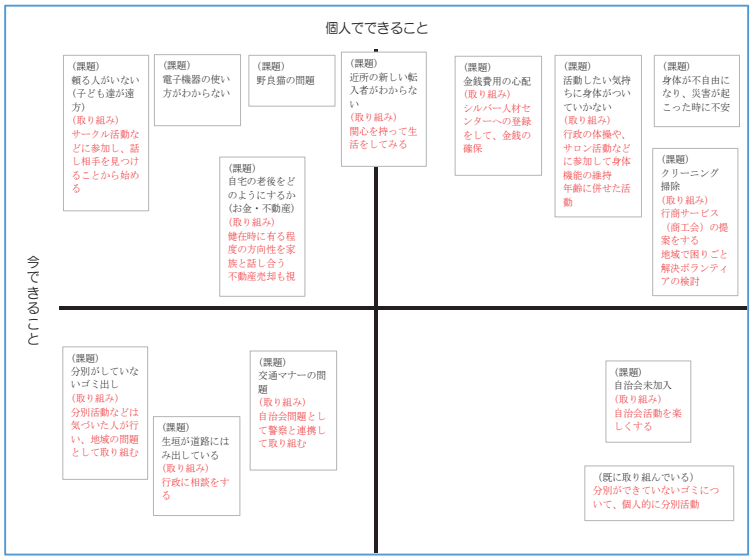

平成２８年８月２０日（土）　石下公民館（石下地区）
テーマ【近所つきあい】

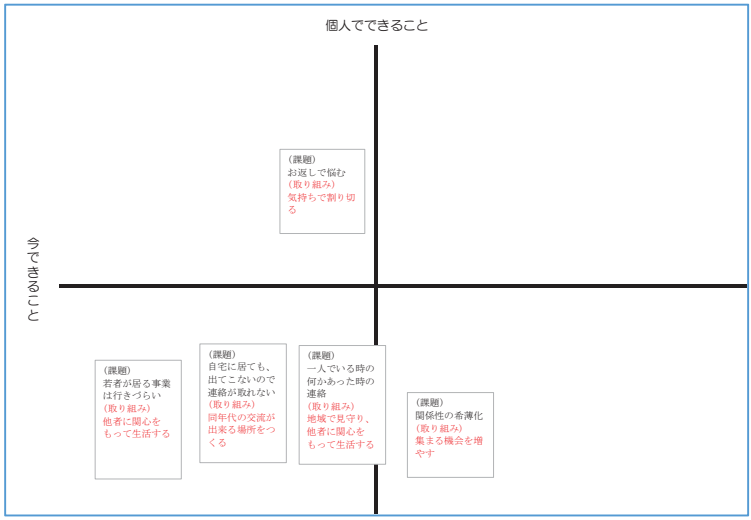

平成２８年８月２０日（土）　石下公民館（石下地区）
テーマ【高齢者】

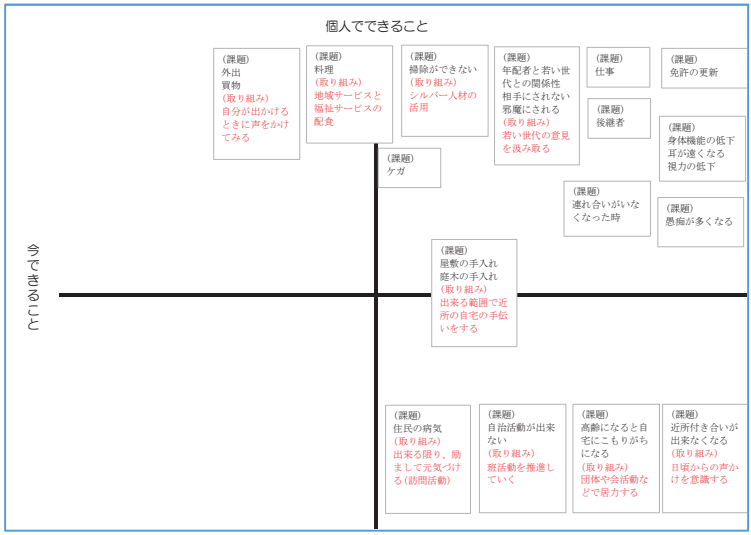

平成２８年８月２０日（土）　石下公民館（石下地区）
テーマ【医療】

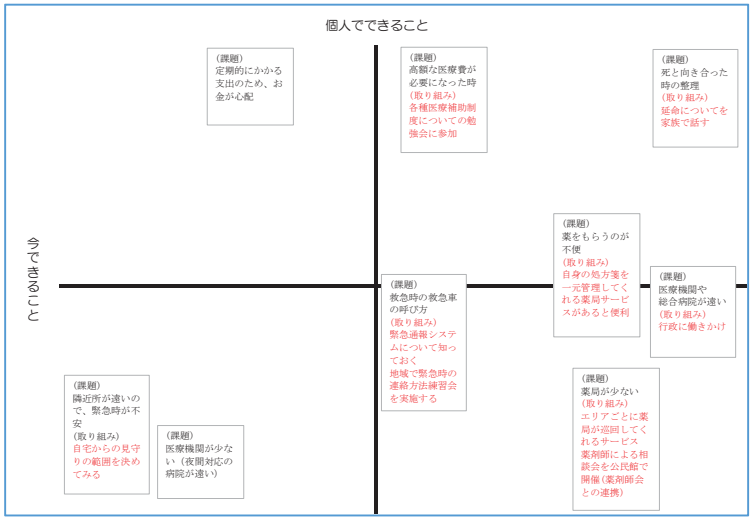

平成２８年８月２３日（火）　笹原田公民館（笹原田地区）
テーマ【地域内の障害者・近所付き合い】

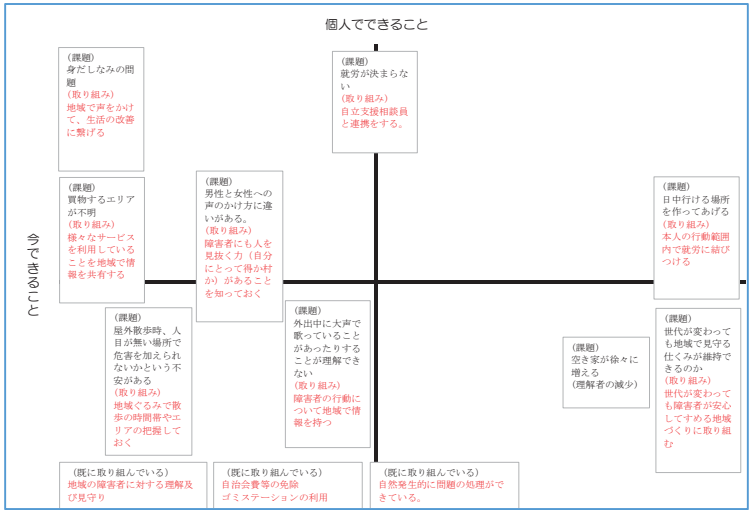

平成２８年８月２６日（金）　文谷公民館（文谷地区）
テーマ【高齢者・近所付き合い】

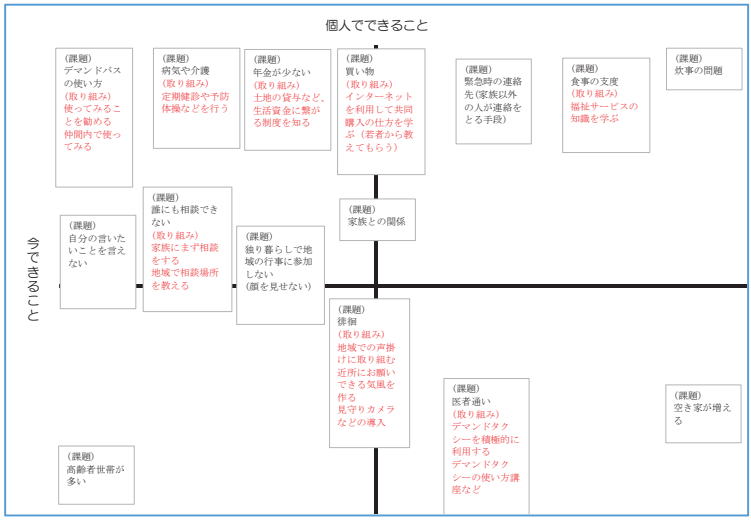

平成２８年８月２９日（月）田野辺公民館（田野辺）
テーマ【高齢者・近所つきあい】

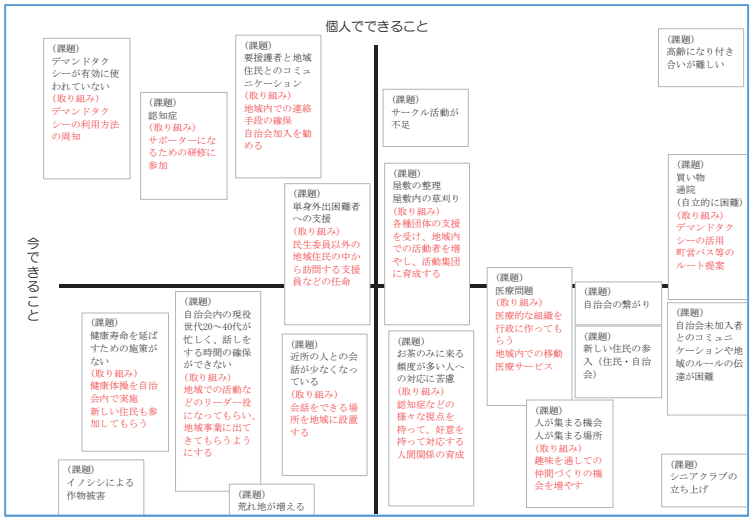

平成２８年８月３１日（水）きらり館（杉山地区）
テーマ【高齢者・環境土地】

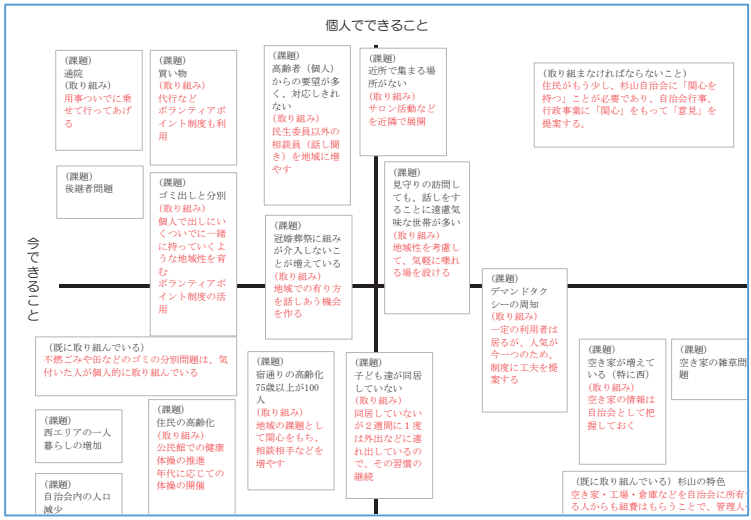

平成２８年９月１日（金）　大谷津公民館（大谷津）
テーマ【近所付き合い・高齢者・経済困窮】

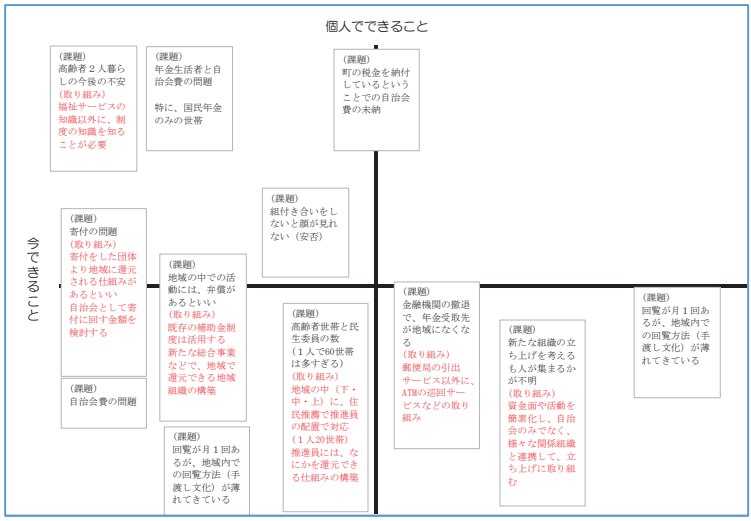

平成２８年９月２日（金）　続谷公民館（続谷地区）
テーマ【高齢者・土地】

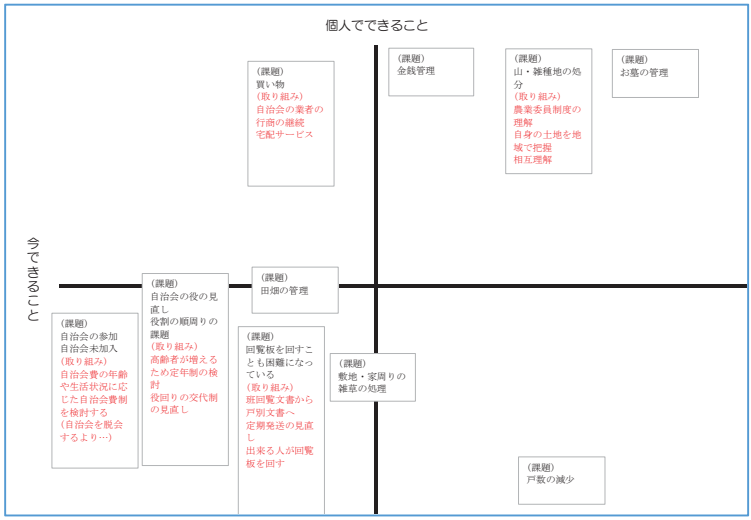

平成２８年９月２日（金）　続谷公民館（続谷地区）
テーマ【高齢者・近所つきあい】

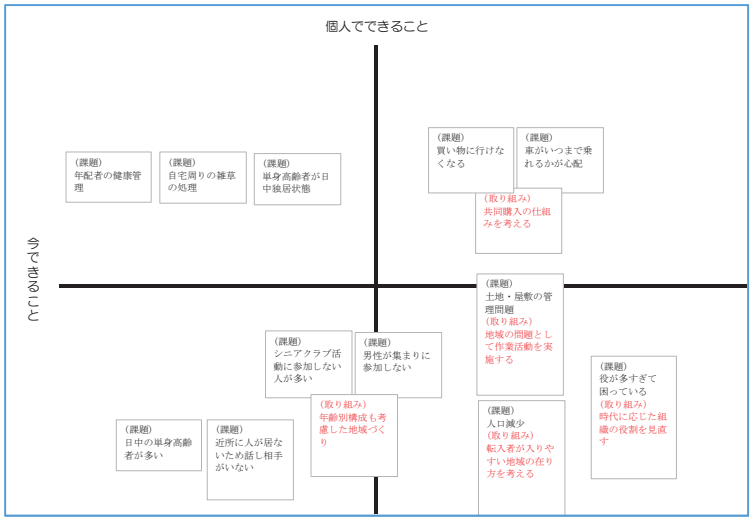

平成２８年９月５日（月）　刈生田公民館（刈生田地区）
テーマ【高齢者・障害者・近所付き合い・医療】

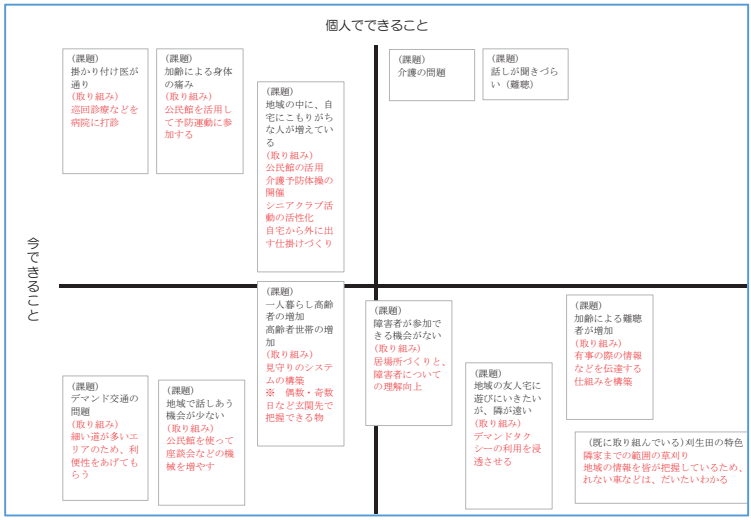

平成２８年９月５日（月）　刈生田公民館（刈生田地区）
テーマ【高齢者（単身高齢者・高齢者夫婦）】

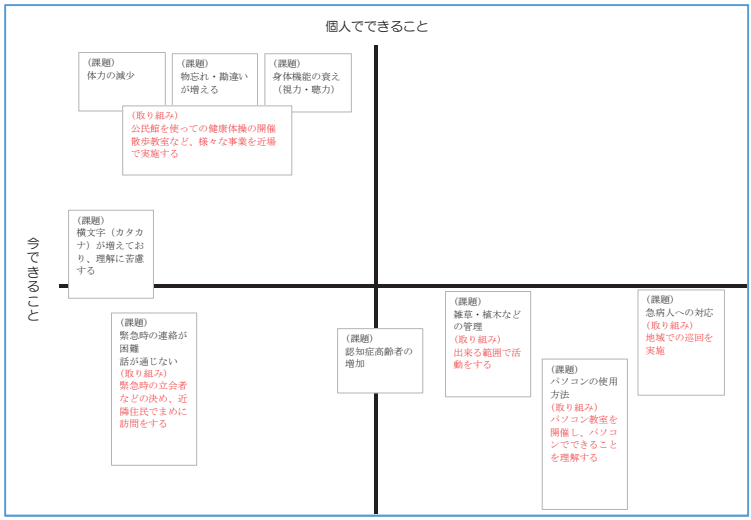

平成２８年９月６日（火）　羽仏公民館（羽仏地区）
テーマ【近所付き合い・土地・高齢者】

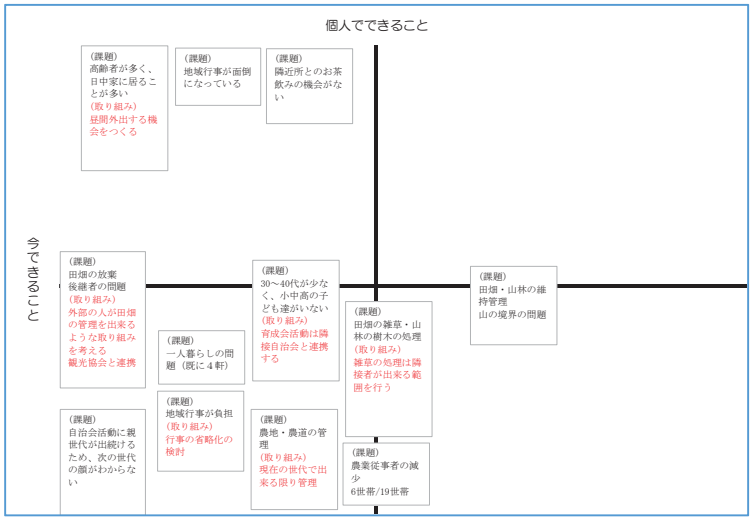

平成２８年９月７日（水）　塩田公民館（塩田・竹内西）
テーマ【地域のつながり・土地、環境・医療】

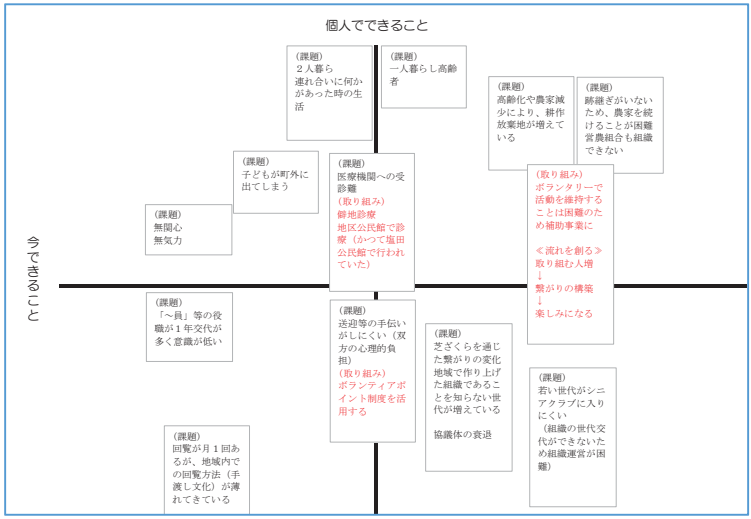

平成２８年９月８日（金）琴平公民館（見上・竹内東）
テーマ【近所付き合い・高齢化】

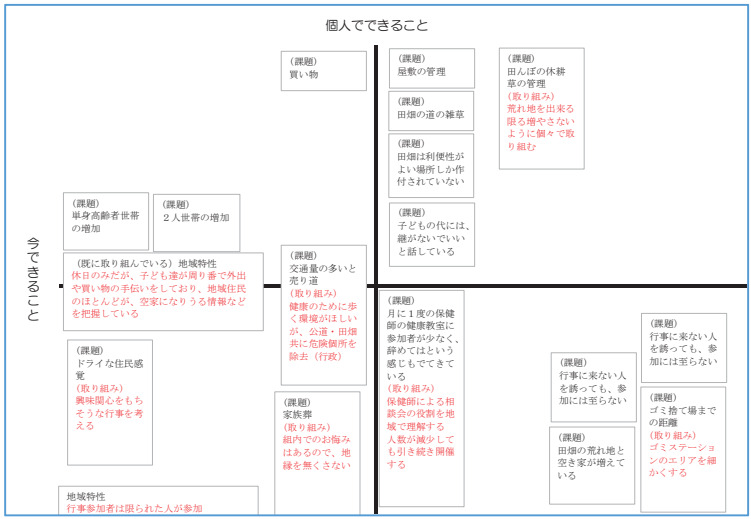

平成２８年９月１２日（月）　上根公民館（上根地区）
テーマ【近所つきあい・高齢者】

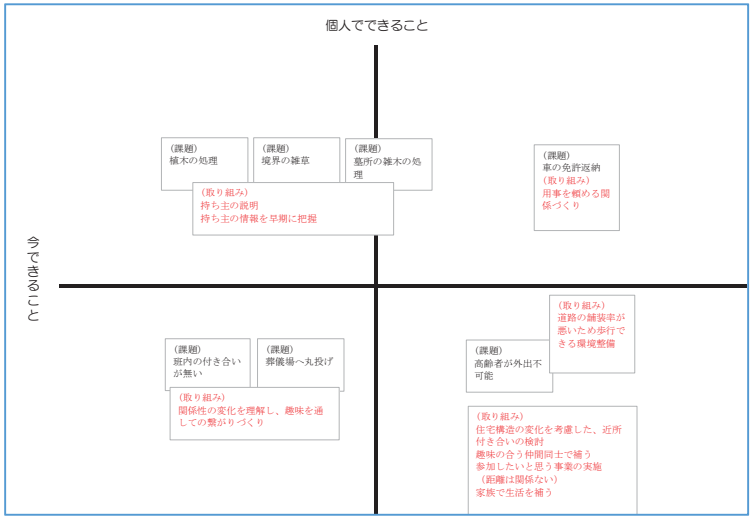

【地域包括ケアシステム】

1　高齢者の自立度変化

男性：80 歳、90 歳まで自立を維持する人が 1 割、大多数の 7 割は 75 歳ころまでは元気だが、そのあたりから急激に自立度が落ちていきます。

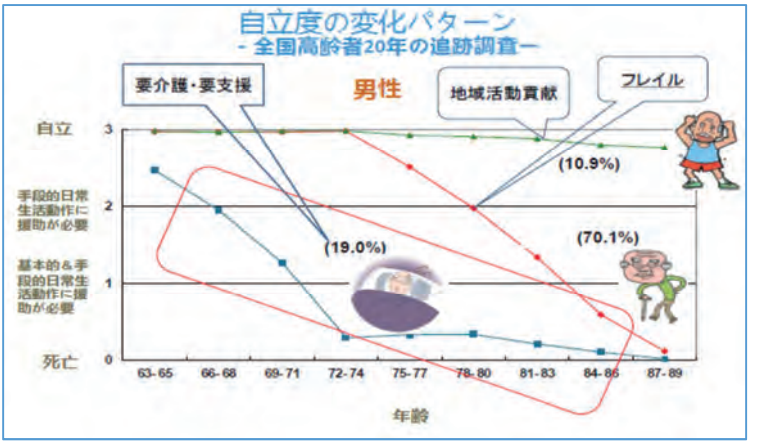

女性：9 割の人たちが 70 代半ばから骨や筋力の衰えによる運動機能の低下により緩やかに衰えていきます。

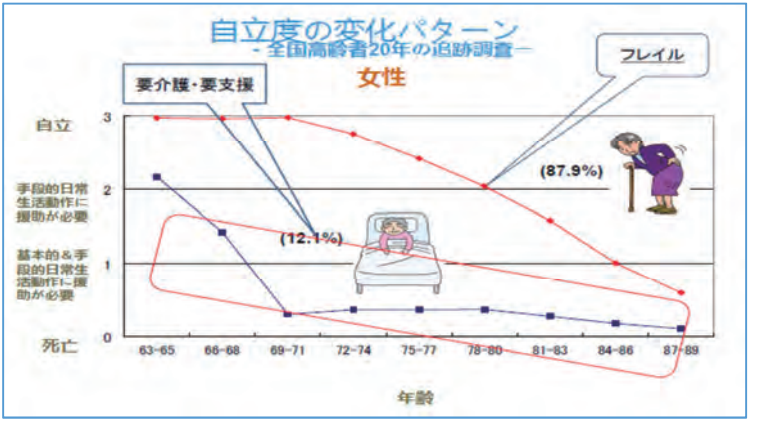

2　年齢階級別の一人当たり医療費

高齢になるにつれ医療は欠かすことができないですが、65 歳以降に一人当たりの医療費が増大しています。

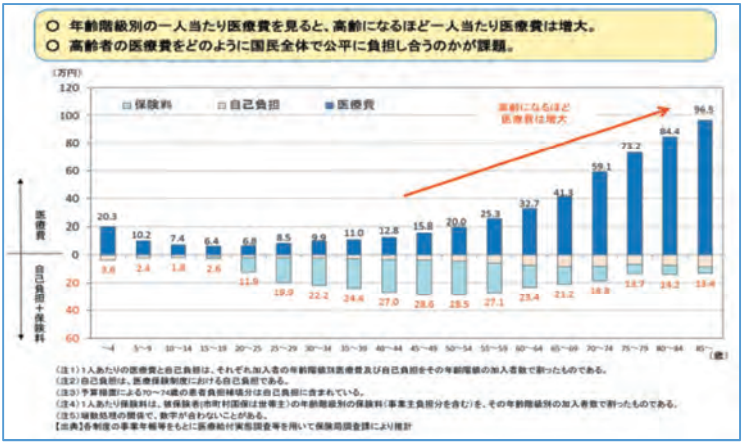

3　世帯構成の推移

単身世帯の増大は、生活支援のニーズにどう対処しなければならないか。

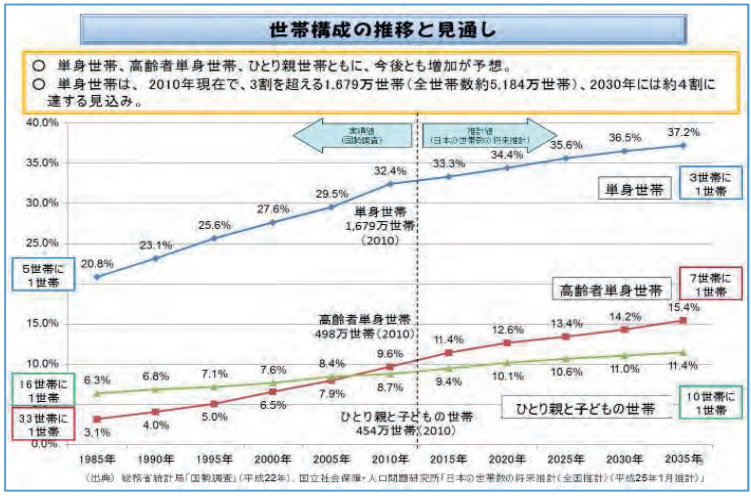

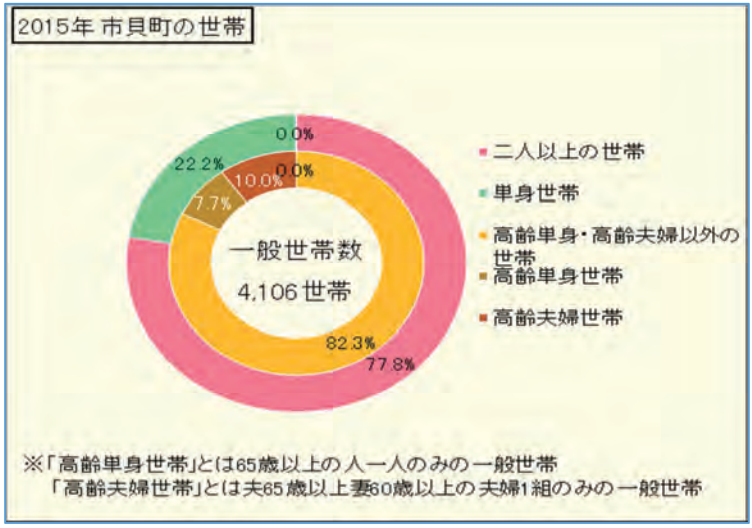

4　地域包括ケアシステム

地域**で**必要となるサービスを包括的に提供する。
必要とされるサービスを地域**が**包括的に提供する。

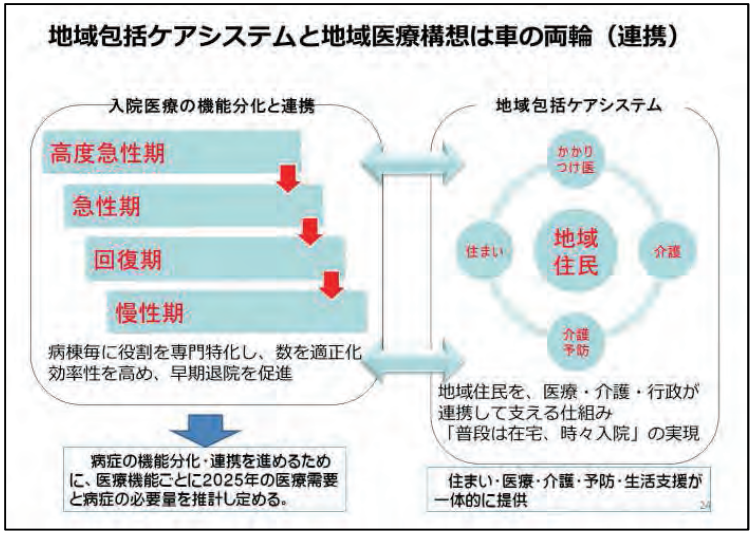

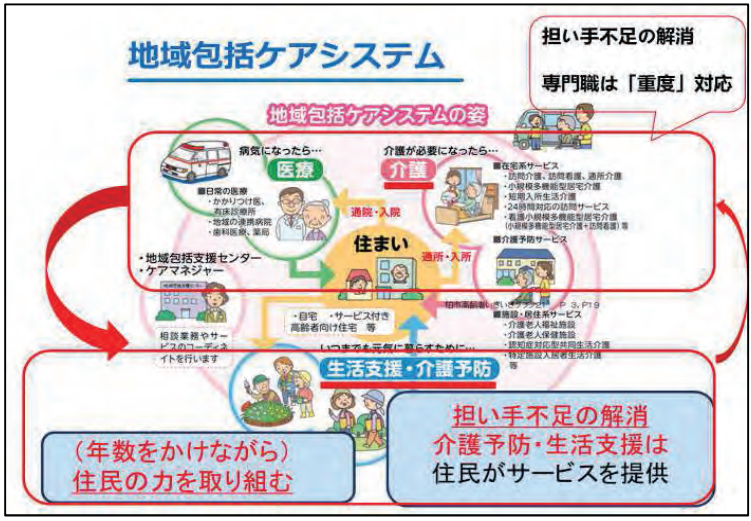

5　支援者の視点（ポイント）（川越先生の講演から抜粋）

考えることや、食べることが衰えていくと負の傾きが大きくなる。日々の生活に感動がなかったり、移動することも動くことができなかったり、動かない結果廃用症候群になったり、食に関心がなくなったりして痩せたりするなど、**3つの要素が関わると負の傾き**が大きくなる。

しかも、**どれか一つに該当すると他の 2 つに該当**する方が多い。悪性サイクルに落ちる悪循環となってしまうので、医療・介護関係者等は**このサイクルを逆回転**にしなければならない。常にこのポイントを理解して介入しなければならない。

疾病を「生活機能障害」と捉える必要性

肺炎は、細菌が入って炎症を起こしたと思っているかもしれないが、生活不活発性、口腔ケア不足、低栄養、高次脳機能への刺激不足、環境や背景が有する課題等が複雑に絡み合って、結果として起こってくる老年症候群であって生活機能障害である。

【障害者総合支援制度】

1　障害者の概況

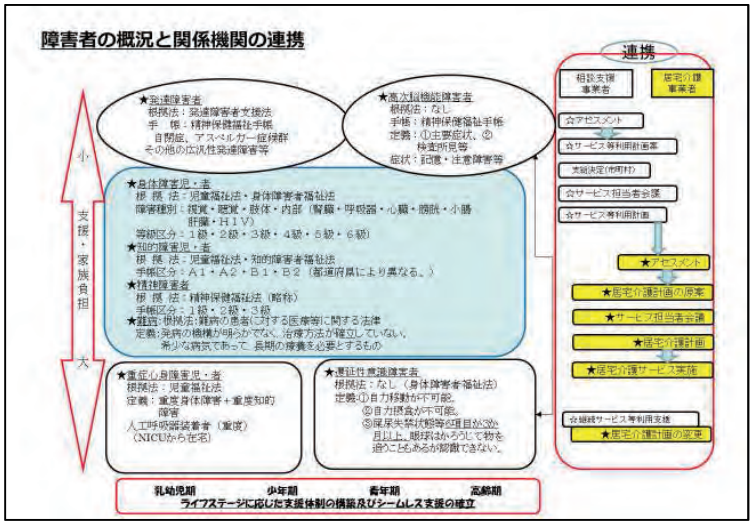

2　サービス体系

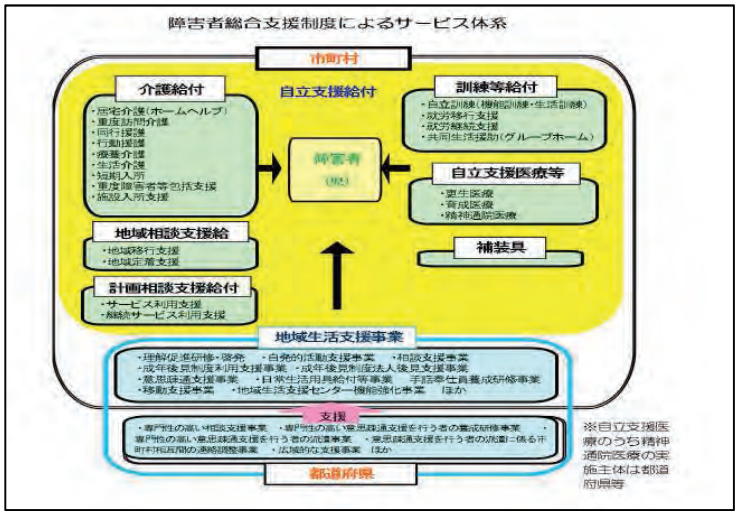

3　サービス内容

障害者が利用可能な支援の体系
サービス名
利用者数
施設・事業所数
訪問系
居宅介護（ホームヘルプ）
自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
162,892
19,324
重度訪問介護
重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行う
10,235
6,956
同行援護
視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う
23,827
6,063
行動援護
自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う
9,230
1,521
重度障害者等包括支援
介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う
30
9
日中活動系
短期入所（ショートステイ）
自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
46,086
4,174
療養介護
医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う
19,722
244
生活介護
常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する
266,446
9,240
施設系
施設入所支援
施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
131,565
2,617
介護給付
居住系
共同生活援助（グループホーム）
夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う
102,288
6,984
訓練系・就労系
自立訓練（機能訓練）
自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う
2,300
180
自立訓練（生活訓練）
自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う
12,102
1,209
就労移行支援
一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
31,030
3,149
就労継続支援（A型＝雇用型）
一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
57,527
3,158
就労継続支援（B型）
一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
209,621
9,959
訓練等給付
（注）1. 表中の「●」は「障害者」、「●」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。
2. 利用者数及び施設・事業所数は平成25年3月サービス提供分の国保連データ。

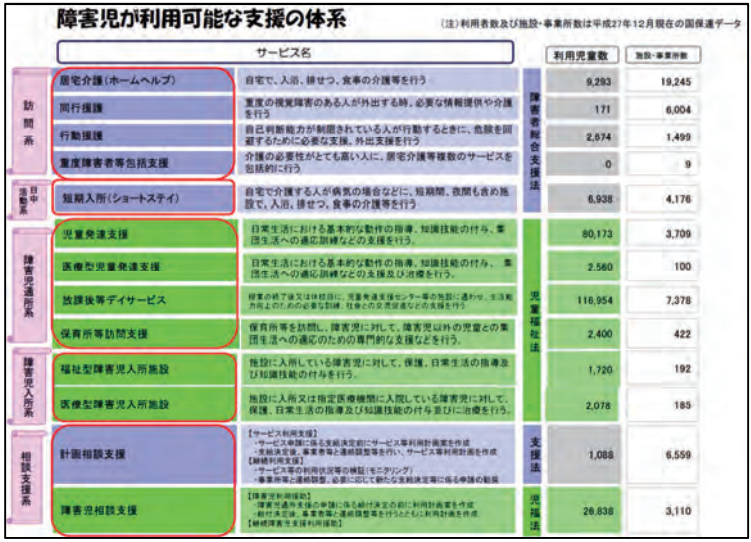
障害児が利用可能な支援の体系
（注）利用者数及び施設・事業所数は平成27年12月現在の国保連データ
サービス名
利用児童数
施設・事業所数
訪問系
居宅介護（ホームヘルプ）
自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
9,283
19,245
同行援護
重度の視覚障害のある人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う
171
6,004
行動援護
自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う
2,674
1,499
重度障害者等包括支援
介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う
0
9
障害者総合支援法
日中活動系
短期入所（ショートステイ）
自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
6,938
4,176
障害児通所系
児童発達支援
日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。
80,173
3,709
医療型児童発達支援
日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う。
2,560
100
放課後等デイサービス
授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う。
116,954
7,378
保育所等訪問支援
保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う。
2,400
422
児童福祉法
障害児入所系
福祉型障害児入所施設
施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う。
1,720
192
医療型障害児入所施設
施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う。
2,078
185
相談支援系
計画相談支援
【サービス利用支援】
・サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成
・支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成
【継続利用支援】
・サービス等の利用状況等の検証（モニタリング）
・事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨
1,088
6,559
支援法
障害児相談支援
【障害児利用援助】
・障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成
・給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成
【継続障害児支援利用援助】
26,838
3,110
児福法

４　計画相談

障害者の態様に応じた総合的援助方針に基づき、適切なサービス利用計画を協議し作成します。（生活の道標）

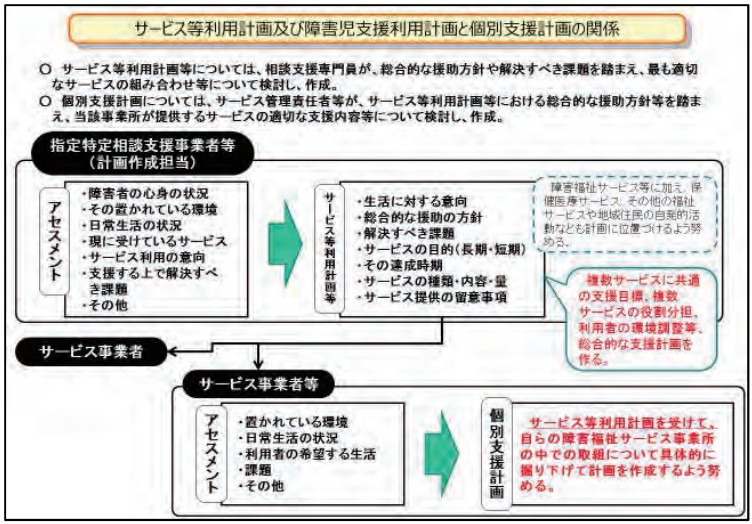

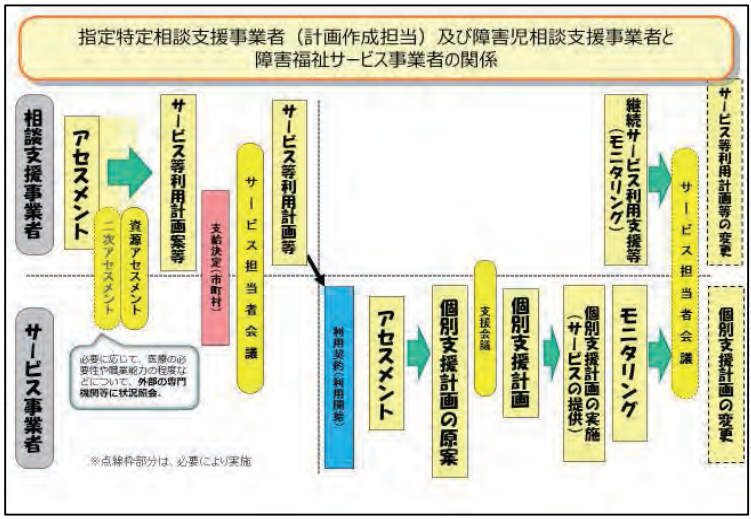

【市貝町障害者相談機関】

名　　称	住　　所	TEL FAX
総合相談支援センター	〒321-3423 市貝町市塙1720番地1 保健福祉センター内	68-3151 68-3553
芳賀郡障害児者相談支援センター	〒321-3423 市貝町市塙1720番地1 保健福祉センター内	81-6565 81-6564
市貝町役場 健康福祉課	〒321-3423 市貝町市塙1280	68-1113 68-4671
市貝町 社会福祉協議会	〒321-3423 市貝町市塙1720番地1 保健福祉センター内	68-3151 68-3553

※市貝町社会福祉協議会では平成29年8月頃から相談支援専門員を配置して、サービス等利用計画の計画相談を実施します。

専門員の責務：①利用者の意向を踏まえ、自立した日常生活や社会生活の実現のための支援
②中立・公平な立場からの効率的で適切な障害福祉サービス利用のための支援等

専門員の業務内容：①生活全般に係る相談、情報提供　②利用者に係るアセスメントの実施　③サービス利用計画の作成と変更　④サービス利用計画の説明と交付　⑤サービス利用計画の実施状況等の把握及び評価等（モニタリングの実施）　⑥サービス担当者会議等による専門的意見の聴取　⑦障害福祉施設等の連携等

【介護保険制度】

1　介護保険制度のサービス

介護サービス利用の手続きとサービスメニューです。

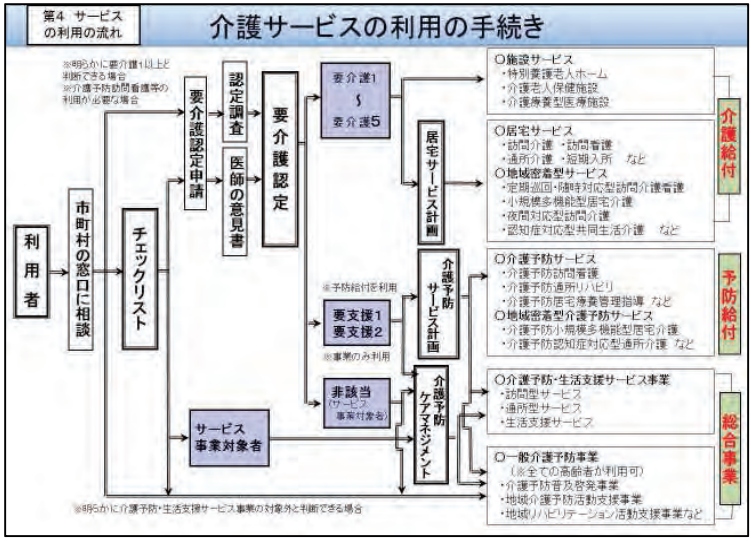

2　市貝町地域包括支援センター

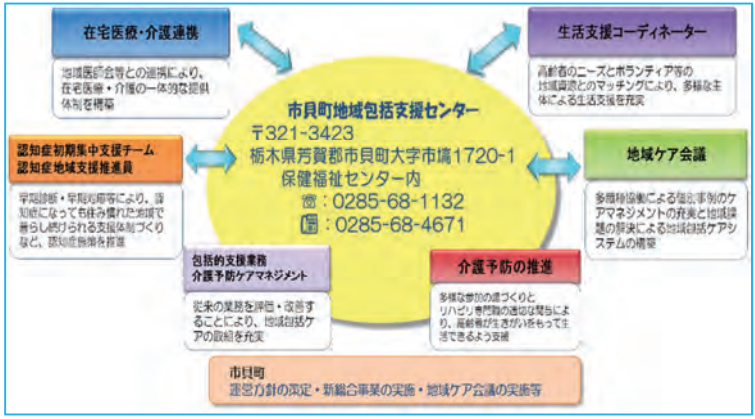

3　市貝町介護関係事業所一覧

法人名（事業所住所）	事　業　所　名（内　容）	連　絡　先
〒321-3404 市貝町大字続谷 736 社会福祉法人　的場会	○特別養護老人ホーム　杉の樹園（広域型） ○特別養護老人ホーム　杉の樹園（地域密着型） ○短期入所（ショートステイ　○通所介護（デイサービス）	☎：0285-68-4111 fax：0285-68-4114
	○居宅介護支援事業所　杉の樹園	☎：0285-68-4126 fax：0285-68-4114
〒321-3425 市貝町大字多田羅 736 番地 1 株式会社　オガワ	○アットホームたたら ①短期入所（ショートステイ　②通所介護（デイサービス） ③居宅介護支援事業所	☎：0285-68-3232 fax：0285-68-3393
〒321-3425 市貝町大字市塙 1601 番地 1 株式会社　オガワ	○アットホームいちはな ①認知症グループホーム（認知症対応型共同生活介護） ②認知症　デイサービス（認知症対応型通所介護）	☎：0285-68-2112 fax：0285-68-2113
〒321-3425 市貝町大字赤羽 3647 番地 1 株式会社　オガワ	○アットホームあかばね ①短期入所（ショートステイ　②通所介護（デイサービス）	☎：0285-81-5410 ☎：0285-81-5412
	平成29年夏開設予定 特定入居者生活介護・サービス付き高齢者向け住宅	

〒321-3423 市貝町大字市塙 1769 番地 3 はが野農業協同組合　すこやか市貝	○デイサービスセンターすこやか市貝 ①通所介護(デイサービス) (②居宅介護支援事業所・はが野農業協同組合)	☎:0285-67-1160 fax:0285-67-1161
〒321-3414 市貝町大字椎谷 220 番地 2 株式会社　大根田	○デイサービスセンターなごみ ①通所介護(デイサービス) ②居宅介護支援事業所 ③ヘルパーステーションなごみ ○サービス付き高齢者向け住宅「市貝の里なごみ」	☎:0285-68-3323 fax:0285-68-3326
〒321-3423 市貝町大字市塙 1720 番地 1 市貝町保健福祉センター内	公益社団法人　栃木県看護協会 ○とちぎ訪問看護ステーションたかねざわ・いちかい支所	☎:0285-67-1150 fax:0285-67-1151
〒321-3426 市貝町大字赤羽 2362 番地 119	○あかばねケアプラン ①居宅介護支援事業所	☎:0285-68-3567 fax:0285-68-3567

【子ども・子育て支援制度】

1　子ども・子育て支援制度の概要

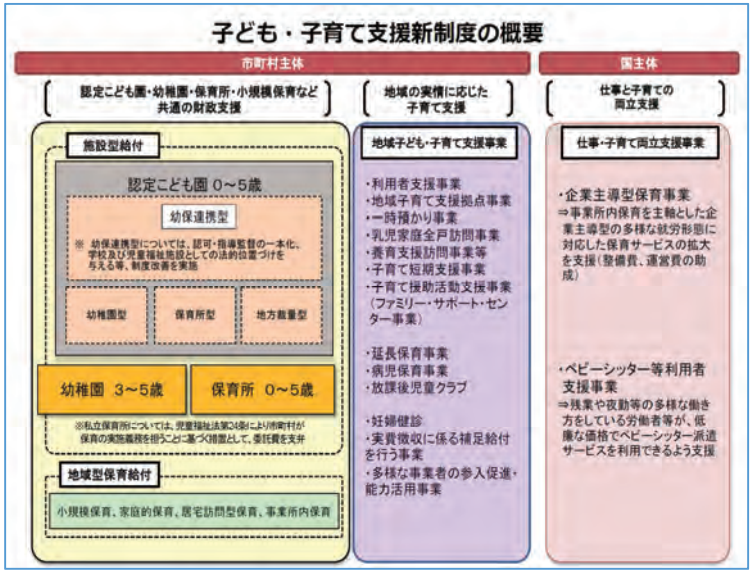

2　放課後児童クラブの概要

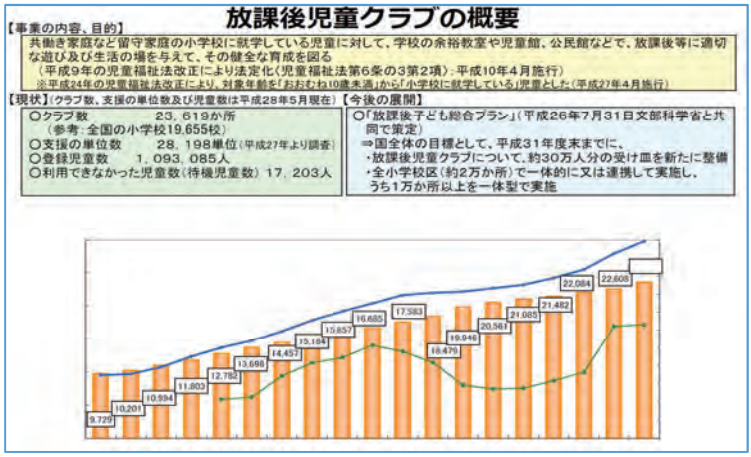

3　市貝町保育所等

保育所等名	住　　所	連　絡　先	対　　象	定　員
市塙保育所（公立）	〒321-3423 市貝町大字市塙 1777-1	☎:0285-68-0069	6ヶ月児～	80名
杉山保育所（公立）	〒321-3415 市貝町大字杉山 692-1	☎:0285-68-0156	6ヶ月児～	60名
赤羽保育園（私立）	〒321-3426 市貝町大字赤羽 2634-2	☎:0285-68-0142	2ヶ月児～	120名
かみねの森保育園 （私立）	〒321-3424 市貝町大字上根 449-1	☎:0285-68-5788	2ヶ月児～	60名
認定こども園 市貝たいよう幼稚園	〒321-3423 市貝町大字市塙 1096	☎:0285-67-1101	2ヶ月児～	150名※

（※教育標準時間認定90名、保育認定60名）

4　子育て支援センター

名称	住　　所	連　絡　先	利用方法	開設時間
子育て支援センター （こあら組）	〒321-3423 市貝町大字市塙 1777-1	☎:0285-68-0069	登録料、利用料なし	月～金曜日

5　こども未来課

市貝町役場　こども未来課	〒321-3423　市貝町市塙 1280	☎ 0285-68-1119　fax0285-68-1172

5　放課後児童クラブ

(1) 学童保育とは

保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校低学年の児童を対象に生活指導を行い、これらの児童の健全育成を図ることを目的としています。

(2) 指導方針

家庭及び社会における生活を営む上で、必要な規則・礼儀・健康など基本的な生活習慣を養う。
望ましい人間関係の助長、相互協力の態度の育成を通じ、自主自立の精神を高め、町民性を涵養する。
家庭的な雰囲気の中で、豊かな情操を高める。

(3) 事業主体

事業主体は市貝町で、下記のとおり運営を委託しています。

放課後児童クラブ名（実施場所等）	住　　所	運　　営	連 絡 先	区　　域
市塙学童クラブ（保健福祉センター内）	〒321-3423 市貝町大字市塙 1720-1	市貝町社会福祉協議会	☎:0285-68-3151	市貝小学校
赤羽学童クラブ（市貝町 ふれあい館内）	〒321-3415 市貝町大字赤羽 2648-1	学校法人 青葉学園	☎:0285-68-2199	赤羽小学校
きぼうの丘学童クラブ（旧小貝中央小学校内1階）	〒321-3404 市貝町大字続谷 1143-3	NPO 法人いちかい子育てネット羽ばたき	携帯:090-3533-6521 fax:0285-81-7077	小貝小学校

【市貝町ボランティア】

1　ボランティアの概要

2　市貝町社会福祉協議会ボランティア登録者数

	団　体　名	会員数(人)
1	民生委員・児童委員	27
2	日本赤十字奉仕団	15
3	こばとの会	13
4	配食調理ボランティア	30
5	運転ボランティア	14
6	防災（災害）ボランティア	17
7	読み聞かせボランティア	2
8	民話きじばとの会	11
9	傾聴ボランティア	28
10	民生四ツ葉会	10
11	老連奉仕団	54
12	一般ボランティア	5
13	外部登録ボランティア	13(3 団体)
14	ソーシャルサポーター（聴覚障害者理解）	10
15	ソーシャルサポーター（傾聴活動）	19
16	ひまわり会ボランティア（知的障害者支援）	8

【共同募金の概要】

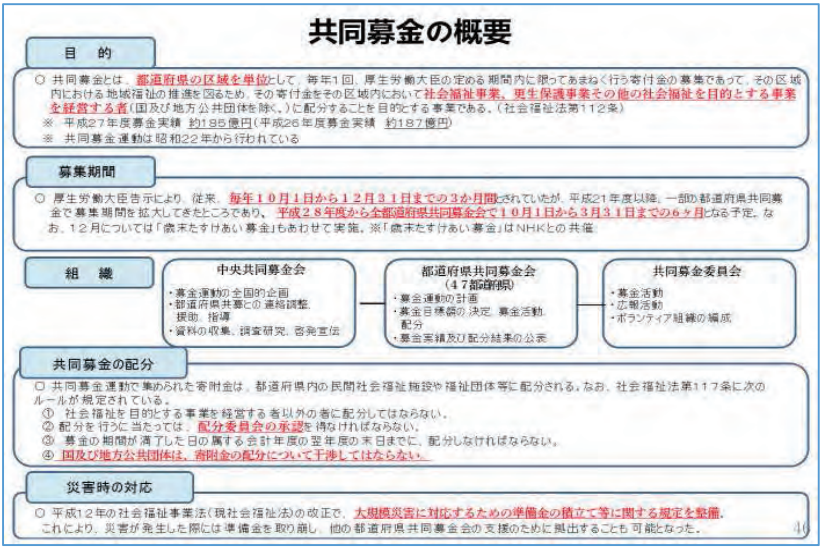

【地域づくり】

これまで地域には、様々な組織が存在して、各々の活動が活発で地域全体が活き活きとなっていました。人口減少社会を迎えて、地域の特色を生かした活動が必要となっています。（先進的な取組を掲載）

地域運営組織の活動事例②

※暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業報告書（H27.3総務省）より

広島県東広島市小田地区

広島県東広島市小田地区の地域づくりは、自治活動（コミュニティ活動）を行う「共和の郷・おだ」を1階部分、集落営農組織の「ファーム・おだ」等を2階部分とする「二階建て方式」となっている。

1階部分の「共和の郷・おだ」においては、「小田地域センター」（旧小田小学校）を拠点に、生涯学習発表会や史跡めぐりウォーキングなど地域における生涯学習や青少年育成、地域文化活動を積極的に推進している。平成25年度からは10年先のビジョン（小田ビジョン）の策定に取り組んでいる。

2階部分の「ファーム・おだ」（農事組合法人）においては、小学校区（13集落）を1つの農場として集約させることにより、低コストで効率的な集落営農システムを確立し、水稲やそば、小麦などを栽培している。平成24年には米粉を使った米粉パン工房（パン＆米夢（パントマイム））を設立し、米粉パンの製造・販売を開始した。「ファーム・おだ」の農産物売上額は約1億2千万円に上り、集落の農業所得として年間約6千万円を地域に還元している。

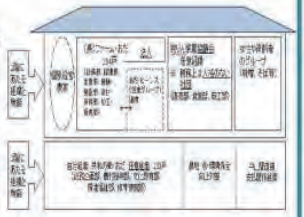

特定非営利活動法人秋田県南ＮＰＯセンター（秋田県横手市）

秋田県南NPOセンターは平成16年に設立された中間支援組織である。

豪雪地帯である秋田県南部では、毎年、雪下ろし中の事故によって20人前後が命を落とすなど社会問題化する中、秋田県南NPOセンターが中心となり、高齢者などの世帯を対象に雪下ろし・雪よせ等のサービスを通常より安い「支え合い・助け合い価格」で提供する「共助組織」が結成された。

現在、横手市内の4地区の「共助組織」において、地域住民の有志による「地域のおたすけ隊」が実働部隊として、高齢者世帯の屋根の雪下ろしや買い物支援、見守りなどの生活支援サービスを有償ボランティアで実施している。

平成24年には、各主体が連携を図りながら活動するため、「共助組織代表者ネットワーク会議」が設立された。各組織代表のほか秋田県南NPOセンター、秋田県、横手市が参加して定期的に会議を開催し、各組織が円滑に活動を行っていけるように知恵とアイデアを出し合っている。

『地域で暮らし続けること』の意味

※市貝町デマンドタクシー・サシバふれあい号運行区域図

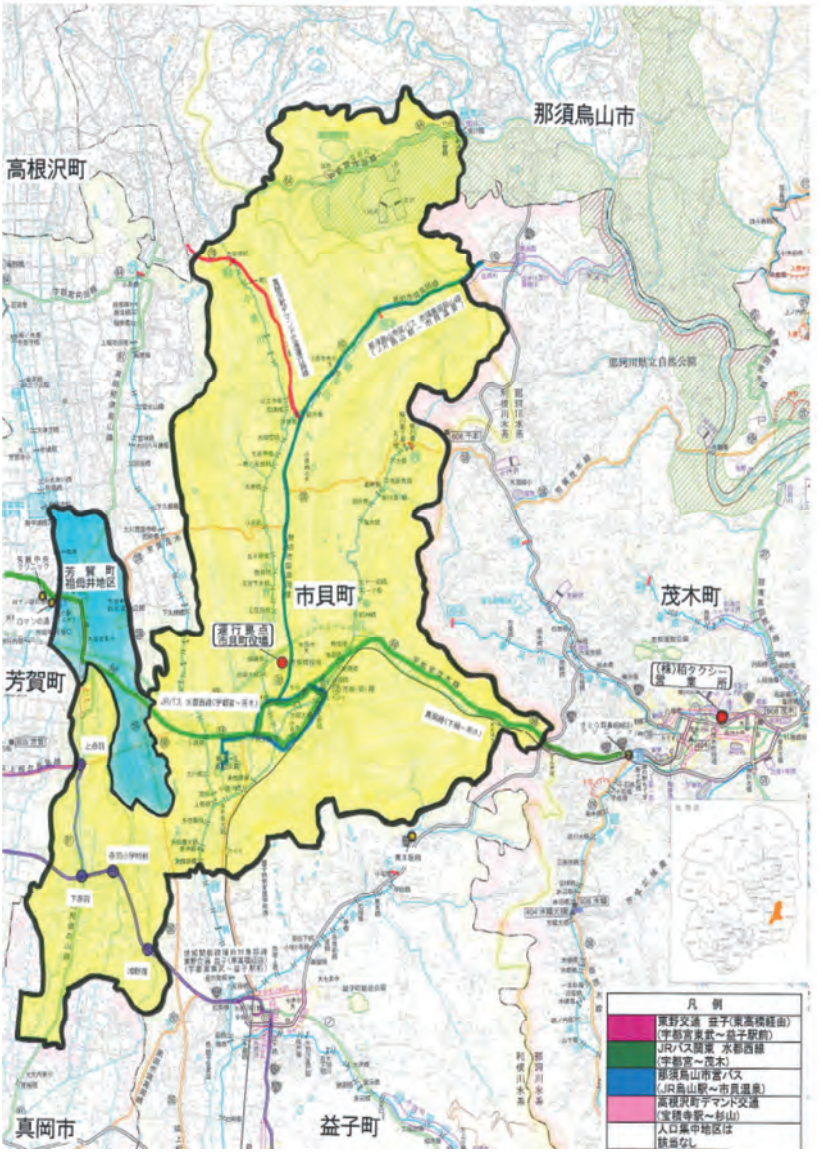

市貝町の１年　（平成２７年（度）の１年間）

転　入　341人

転　出　355人

出　生　83人

死　亡　160人

結　婚　144件

離　婚　40件

国保短期　119世帯

納　税　5,140人

町民所得　2,868,000円

住宅着工　42戸

個人1人当たり
歳出決算　617,715円

旅券発行　223件

米生産量　4,500t

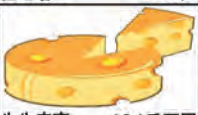

牛生産高　494千万円
肉牛　103千万円
乳牛　206千万円
乳製品　185千万円

障害者数　597人

一人親家庭　85世帯

国保１人
医療費　285,016円

後期高齢者
医療費　766,113円

火　災
発生件数　12件

救　急
出勤件数　460件

小学校
児童数　614人

中学校
児童数　315人

図書館
貸出冊数　90,983冊

交通事故
発生件数　6件

市貝町総合相談支援センター（市貝町保健福祉センター）

☎:0285 - 68 - 3151　68 - 1132　Fax0285 - 68 - 3553　68 - 4671

高齢者、障害者、ひとり親家庭等全ての相談に対応いたします。

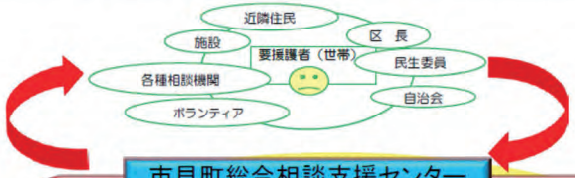

市貝町保健福祉センター

市貝町総合相談支援センター

センター長：統括

◆地域包括支援センター（４名）
社会福祉士・主任ケアマネ・保健師・保健師補助
◆相談支援包括化推進員（２名）
◆スクールソーシャルワーカー（１名）

地域づくり　小口資金・フードバンク等

訪問看護ステーション　市貝町社会福祉協議会　芳賀郡障害児者相談支援センター

市貝町役場（健康福祉課・子ども未来課）
県東健康福祉センター、中央児童相談所、医療機関、警察（３駐在所）、消防等

〔策定委員会事務局後記〕

市貝町社会福祉協議会地域福祉活動計画の第１期計画が策定されました。行政計画である「市貝町福祉総合計画」から１年半後となってしまいましたが、市貝町総合福祉計画に基づき、社会福祉協議会活動は実施しています。

今後の活動の方向性を探るため、福祉座談会を実施して計画の趣旨を説明するとともに、地域における課題等を明らかにしながら検討を重ねました。

地域福祉活動計画は、住民が主体として活動することが求められますので、ありきたりの形ではなく、情報をできるだけ共有しながら、共生社会を目指すことです。

特に、資料編には、各種の政策と市貝町の社会資源を掲載し、今後も福祉座談会を実施しながら、地域福祉づくりを検討するために情報編として、今後の制度の方向性を載せました。

また、地域包括ケアシステム強化法でも地域づくりがポイントになっています。改めて福祉・医療・保健関連分野の中での構築ではなく、地域から見てどのような制度をつなぎ合わせるのか、商工も農業も土木も教育も含めた包括的な構築が必要となっています。（ひ）

※参考・引用文献

厚生労働省ホームページ等より

社会福祉法人 市貝町社会福祉協議会
第１期地域福祉活動計画
平成２８（２０１６）年１０月
〒321-3423　芳賀郡市貝町大字市塙 1720 番地１
保健福祉センター内
☎　0285-68-3151　・　0285-68-3553